

カンボジアの地方分権改革

上子 秋生

Decentralisation Reform in Cambodia

Akio KAMIKO

Abstract

The Kingdom of Cambodia experienced a long period of turmoil under the regime of Prime Minister Pol Pot from 1976 to 1979 and during the subsequent internal war. After 1993, the country at last started to regain political stability. The present government established a policy of decentralisation as one of the mainstays of its policies. Hence, the local administration system in Cambodia is in transition now. Here I would like to examine the present situation around the decentralisation policy in Cambodia and see what difficulties the central and local governments have at the moment, making use of the materials I was able to acquire at a seminar on decentralisation hosted jointly by the Ministry of Internal Affairs of Cambodia and JICA (Japan International Cooperation Agency) in Phnom Penh in December, 2013. Also I refer to the interviews I conducted in preparation for training programmes for Cambodian government officials sponsored by JICA. It seems that nominally the new system has already been installed but it has not rooted itself in the Cambodian soil yet. Additionally, I acquired a copy in English of the Law on Administrative Management of the Capital, Provinces, Municipalities, Districts and Khans (Organic Law) and translated it into Japanese. I am including this translation for reference.

I. はじめに

カンボジア王国は、ポル・ポト政権下での混乱、それに次ぐ、内戦期を経て、近年ようやく政治的安定を取り戻している。その中で、現政権は、地方分権政策¹をその政策の柱の一つとしていて、現在その制度移行期にあるように見受けられる。他方、現首相の率いる政権は、概ね20年間その地位を守り続けているが、一昨年の国民議会選挙で、突如、与党の支持率が

大きく後退するなど、長期政権の弊害等も取り沙汰されている。本稿では、カンボジアの現状を簡単に紹介した後、カンボジアの現在の地方分権政策の概要と現在の問題点等について考察することとしたい。

Ⅱ. 国のかたち——国民、歴史、統治機構

Ⅱ.1. 国土、国民、経済

ア 国土

カンボジア王国 (Kingdom of Cambodia) は、インドシナ半島に位置し、東にベトナム、北にラオス、西にタイと接し、南にタイ湾に面している。国土面積は 18 万 1 千平方 km と日本の約半分であり、中央に東南アジア最大の湖であるトンレサップ湖がある。

イ 国民

人口は 1,470 万人²であり、その 90% が、クメール人とも呼ばれるカンボジア人とされている。言語は、カンボジア語 (クメール語とも呼ばれる。) であり、表記にはサンスクリット系のクメール文字が用いられている。

また、宗教的には、多数が仏教であり、一部がイスラム教徒である。

ウ 経済

2012 年の GDP の推定値は 142 億米ドル³であり、一人当たりにして、933 米ドルと周辺諸国に比べ低い。しかし、2007 年から 2011 年までの間の平均の実質 GDP 成長率は 6.0% を記録するなど近年の成長は顕著である。

エ 歴史

カンボジアは、9 世紀から 13 世紀にかけ、著名な遺跡であるアンコールワット周辺を拠点として、インドシナ地方の大部分を支配する強力な勢力であったが、その後、周辺国からの攻撃により衰退した。1884 年にはフランス保護領カンボジア王国となり、1953 年にカンボジア王国として、フランスから独立した。1970 年、王政が廃され、クメール共和国が成立したが、ポル・ポトに率いられた政治勢力であるクメール・ルージュとの間に内戦となった。1975 年にクメール・ルージュが内戦に勝利し、民主カンボジア政権を樹立したが、同政権下で大量の自国民虐殺が行われることとなった。この政権は、1979 年ベトナムに支援されたヘン・サムリンにより打倒された。しかし、内戦は継続し、この大量虐殺及びその後の内戦やそれに伴う国内の混乱が政治、行政の空白期を生み、また、教育制度が機能しなかったことにより、人材の欠如を招き、その後のカンボジアの発展を大きく妨げることとなった。1991 年にパリ和平協定が成立し、1992 年に活動を開始した国連カンボジア暫定統治機構 (UNTAG) の下、1993 年に政権議会選挙が実施され、王党派が勝利して、王政が復活した。現ファン・セン首相は、このとき、第 2 首相となり、以来、首相の座にある⁴。

国民議会選挙は、その後、1998 年、2003 年、2008 年、2013 年と回を重ねており、一方、2002 年より、地方選挙 (後述のコミューン・サンガット評議員選挙) が行われ、2007 年、

2012年にも実施されている。

II. 2. 統治機構

現在のカンボジアは立憲君主制をとり、2004年に即位したノロドム・シハモニ国王が元首である。

行政権は、議院内閣制による首相が持つ。国会は二院制であるものの、国民の直接選挙で選ばれる下院の力が圧倒的に強く、下院議員とコミューン及びサンガットの議員による間接選挙で選ばれる上院には、ほとんど実権はないといわれている。

地方統治制度については、次項以下で述べる。

III. カンボジアの地方分権政策の概要— (1) 実施に至る経緯

カンボジアは、1998年後半に再統合され、国家としての安定性を獲得した⁵。地方分権・地方分散政策（D & D Policy）が、初めて国家政策として取り上げられたのは、2005年にカンボジア政府が策定した「地方分権と地方分散改革についての戦略枠組み」⁶においてであるが、現在の地方制度の構築の始まりは、2002年に行われた、混乱期後、初の地方選挙であったコミューン、サンガットの議会議員の選挙であったと言えよう。現在のカンボジア内務省の資料⁷の中では、2002年よりの5年間は地方自治制度創設の第1期、第2回の地方選挙が行われた2007年以降が第2期と位置付けられている。

2002年の初の地方選挙は、最も住民に近い地方政府であるコミューン、サンガット⁸（総数1,621⁹）において、住民による議会議員の選挙の最初のものとして行われた。この選挙の準備として、2001年にコミューン・サンガット行政運営法¹⁰及びコミューン議会・サンガット議会議員選挙法¹¹が公布されている。その内容は、地方分権改革を目指すものであり、コミューン・サンガットに法人格を与えること、地域開発及び住民への必要な公共サービスのための資源を与えることを内容としていた。

この選挙は、後述のように、カンボジアの地方行政機関の中に、初めて選挙による機関を設置したものであり、この意味で画期的なものであるとともに、現在でも、国民或いは住民の直接選挙によっているのは、国会下院議員とコミューン・サンガット議員のみであるという点でも大きな特色を持ったものである¹²。

IV. カンボジアの地方分権政策の概要— (2) D & D 政策

前述のコミューン、サンガットにおける公選による評議会の設置を含む分権改革が積極的な結果を出したことから、カンボジア政府は、2005年に、上述の「地方分権と地方分散改革についての戦略枠組み」を策定したところである。カンボジアの地方分権・地方分散政策（D & D 政策）における主な目的は、

- (1) 多党制に基づく民主制、全国的に統一された政策、及び国民的和解の地方的基礎としての補強
- (2) 地方の自らの地方的ニーズと発展のための地方的参加並びに主体意識の促進
- (3) 貧困の削減及び国家的発展への貢献

とされ¹³、政府は、この枠組みに従って、2009年に最初の首都、州、大都市、郡、大都市区における議会議員の間接選挙を行った。この選挙を実施するための法律としては、首都、州、大都市、郡、大都市区の地方行政運営法¹⁴（以下、「地方行政運営法」と呼ぶ。）及び首都、州、大都市、郡、大都市区議会選挙法¹⁵（合わせて通称“Organic Law”「オーガニック・ロー」）が、2008年に公布されている。

この地方行政運営法は、首都、州、市、郡、大都市区の行政運営の原則を次のように定めている。

- (1) 首都、州、市、郡、大都市区は、民主的発展を基礎づけ、促進し、維持するための統一的行政に基づいて運営されなければならない。（地方行政運営法第2条、第11条）
- (2) 地方行政における統一的行政の確立は、その区域の全ての行政活動を調整することによって、国家を統一された主体として高めるためのものでなければならない。（地方行政運営法第8条）
- (3) 首都、州、市、郡、大都市区は、公法上の法人であり（地方行政運営法第9条）、議会がそれを代表し（地方行政運営法第10条）、その権限を行使する。（地方行政運営法第13条）
- (4) インフラストラクチュアと運営制度の構築は、公的代表制、地方自治、協議と参加、応答性と説明責任、地方住民の生活の質の向上、公平性、透明性と統合、そして、腐敗と権力の濫用の防止策を含む民主的発展に沿ったものでなければならない。（地方行政運営法第12条）

この改革の実施のために、政府は、2010年に2010年から2019年までの10年を計画期間とする「地方における民主的発展のための国家計画」¹⁶を作成した。この計画は、首都、州、市、郡、大都市区における地方分権と地方分散の実現により、参加と公平、公共サービスの質、量の向上、地域開発、貧困削減への貢献等を伴う民主的発展を促進しようとするものとされている。この計画は、中央省庁や地方行政機関その他の関係者を巻き込んで、3段階に分けて実施することとされている。

V. カンボジアの地方制度の変遷

カンボジアにおいては、独立後、ポル・ポト政権による混乱期までの間は、現在とほぼ同じ州（Province）、郡（District）、コミューン（Commune）等が存在したが、それらは、何れも中央政府の地方機関としての存在であり、選挙によって選出される機関は存在しなかった¹⁷。内戦後の復興期においては、州（20）と特別市（4）¹⁸が、最上層の地方機関としておかれ、州の下には郡（District）（169）、特別市の下には大都市区（カーン）（Khan）（11）が置かれていた。

更に、郡の下には、コミューン（Commune）（1,498）、大都市区（カーン）の下には、サンガット（Sangkat）（111）が置かれていた。これが、2009年の地方行政運営法による改革前の状態である¹⁹。また、前述のように、これに先立ち、2001年のコミューン・サンガット行政運営法に基づく、2002年の地方選挙によって、サンガット、コミューンに、初めて、選挙によって選ばれる議員よりなる議会が置かれた。

2009年の改革においても基本的にこの形態は維持され、ただ、4つあった特別市内、プノンペンのみは、新たに「首都」となり、その下に9の大都市区（カーン）が置かれ、さらにその下に96のサンガットが置かれる形となった。一方、他の3特別市は、州となったため、州は、従来の20から23²⁰となり、その下の郡については、都市的な地区26が市（Municipality）とされ、その下には、131のサンガットが置かれた。市となったもの以外の残った郡159か所については、その下には、主として従前通りコミューンが置かれたが、都市的な地区には、サンガットが置かれた（コミューン、サンガット合わせて1,406）。

このように、4つの特別市内、プノンペンのみが、特別の「首都」となり、他の3つの特別市は、州となった。一方、それ以下の階層においては、従来は、特別市の下にのみ郡に代わり大都市区（カーン）が存在し、そして特別市内の大都市区の下には、コミューンに代わりサンガットが置かれて3層制を構成するとともに、州の下には郡が、郡の下にはコミューンが置かれ、同じく3層制を構成していたが、この州と特別市の区別によるその区域内部の地方行政機関の違いは維持されず、「首都」内においては、引き続き、全ての地方行政機関が第2層は大都市区（カーン）及び第3層はサンガットとされたが、首都以外の「州」の区域においては、中間層の地方行政体は都市的な地区の場合は市とされ、その下には、サンガットが置かれることとなった。一方、それ以外の非都市的な地区では、従来通り、郡が置かれるが、その下に置かれるのは、都市的な地域には、サンガット、それ以外の地区では、従来通りのコミューンとされた。このように変更された理由は、都市と地方部とに異なった行政機関を用意する必要性とされる²¹。しかし、現在のところ、大都市区（カーン）と郡、サンガットとコミューンの権能差はあまり明確でない。

また、この改革によって、首都、州、市、郡、大都市区（カーン）、サンガット、及びコミューンの全ての地方行政機関に法人格が与えられるとともに²²、その全てに議会が置かれ、これが、それらの法人の代表機関とされた。コミューン、サンガットの議会は従来通り、住民の直接選挙により選ばれるものとされた一方、それ以外の地方公共団体の議会の議員については、その区域内に属するコミューン、サンガットの議会議員がこれを選出する間接選挙制度が採用された。

VI. 地方行政団体の規模

カンボジア内務省作成の資料²³によれば、利用可能な最新の統計による地方行政区画の平均サイズは、次表1の通りであり、また、その内、プノンペン首都内の大都市区の人口等は表

2の通りである。

数字の時点等に合っていないところはあるが、プノンペンのみが、飛びぬけて人口稠密であり、全国の人口の10%近くを占めていること、市とされているところでも、その他の地域と比べて、それほど人口密度が高いわけではないことが見て取れる。また、プノンペンに関し、数字が合わないのは、近年、周辺のカンダル州より、一部地区の首都への編入が行われていることにより、数字の時点の差により、食い違いが生じているのではないかと思われる。また、大都市区でも中心部と周辺で、人口密度に大きな差があることが見て取れる。

表 1：各層地方行政区画の平均サイズ

種類	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人 /km ²)
全国 ²⁴	181,035	15,205,539	84
プノンペン (首都) ²⁵	678.46	1,501,725	2,213
カーン (大都市区) ²⁶	58.33	166,361	2,852
首都内サンガット ²⁷	7.07	15,643	2,213
州の平均 ²⁸	7,841	595,818	76
市の平均 ²⁹	380	54,000	143
郡の平均	1,132	77,357	68
コミューン・サンガットの平均	121	8,748	72

(注) 内務省資料を基に、面積、人口が正しいとして、斜字体の部分は一部訂正。

表 2：プノンペン首都内の特別区の面積、人口等

	大都市区名	面積 (n ²)	人口	人口密度 (人 /km ²)
1	Khan 7 Makara	2,228,027	91,895	44,395
2	Khan Chamka Mon	10,788,213	182,004	17,468
3	Khan Dangkao	117,758,500	69,319	589
4	Khan Doun Penh	7,412,767	126,550	17,479
5	Khan Mean Chey	44,000,448	327,801	2,951
6	Khan Po Sen Chey	230,384,385	183,826	798
7	Khan Russey Keo	63,948,255	196,684	1,827
8	Khan Sensok	40,021,647	147,967	1,606
9	Khan Toul Kork	8,432,543	171,200	21,977
	合計	524,974,785	1,497,246	2,852
	平均	58,330,532	166,361	2,852

(注) プノンペン首都 HP より。面積、人口が正しいとして、斜字体の部分は一部訂正。

Ⅶ. 地方行政団体の機構

2009年の地方行政運営法の施行により、カンボジアの第1層の地方行政体である州、首都及び第2層の地方行政体である郡、大都市区（カーン）は中央政府の地方機関から独立の法人格を持つ地方公共団体へと変化した。これに従来から、法人格を持っていたコミューン、サンガットを合わせ全ての地方行政機関は、独立の法人格を持つ地方自治体としての性格も併有することとなった。そして、これら各層の地方公共団体を代表するものが、議会とされている。この議会については、最下層に位置づけられるコミューン、サンガットの議会議員が住民による直接選挙によって選ばれ³⁰、その上位に位置する首都、州、市、郡の議会議員は、その区域内に存在するコミューン、サンガットの議会議員が、これを選挙するという間接選挙制度がとられている。首都の議会の定数は21であり、州議会の定数が、その規模により9から21とされている。また、大都市区（カーン）議会の定数は17又は19、市議会の定数は7から15、郡議会の定数は、7から19とされている³¹。

各地方公共団体内では、評議会が主として立法機能を果たし、知事以下の行政当局が、主に行政機能を担当することとなっている。しかし、評議会はまた、行政上の決定を行う権限も有している。（地方行政運営法第30条）それらの評議会の決定は、行政当局によって、議会の助けを得て実施されることとなる。（地方行政運営法第155条）

行政当局は、国によって任命される、首都及び州においては知事、副知事等よりなる参事会、また、市区郡においては、市区郡長及び副市区郡長等よりなる参事会³²がトップにあり、その下に、事務局長³³によって統括される職員がいる。具体的には、首都と州の知事は、勅令（Royal Decree）により国王が任命し、首都と州の副知事及び大都市区（カーン）、市、郡の市区郡長は、政令（Sub-Decree）により首相が任命することとされている。また、大都市区（カーン）、市、郡の副市区郡長及び首都と州、大都市区（カーン）、市、郡の事務局長は、省令（Prakas）により内務大臣が任命することとされている。

知事の第1の役割は、その区域において、中央政府の代表として、中央政府の地方機関の指導・調整を行うことである。また、区域内の治安、秩序、法、人権などについて、中央政府を代表する。（地方行政運営法第154条）

一方、事務局長は、議会と参事会の補佐役として、行政活動全般を管理し、議会と参事会の活動が持続するようにすることとされている³⁴。（地方行政運営法第184条、第185条）

ただ、首都・州の場合、事務局中で、例えば、福祉、農政といった部門は、国の各省庁の地方機関でもあり、事実上、これらの各行政分野担当省庁³⁵の隷下にある。この二重の帰属の問題をどのように解決していくのかは今後の問題である。

このようにカンボジアの地方行政体は、中央政府の地方機関としての性格と地方自治体としての性格を併せ持っており、これが、後述の地方行政体の事務の種類の中にも明示的に表れている。

VIII. 地方行政団体の財政

地方行政運営法によれば、地方公共団体は、法律に定められた役割と義務を果たすために必要な財源を持つべきこととされている。(地方行政運営法第 242 条) また、地方公共団体は、効率性、透明性、市民および中央政府への説明責任をもって財政運営に当たるべきこととされている。(地方行政運営法第 243 条)

地方行政運営法第 244 条は、地方公共団体の歳入の形態を①地方での歳入②中央政府からの歳入③その他の歳入に分類し、さらに、その細分類として、

①の地方での歳入は、

地方税

使用料手数料および非租税収入

郡の租税、及び使手数料収入の内、郡区域内のコミュニティ及びサンガットと共有されるべきもの

任意の寄付

法律または規則により定められる他の歳入

に区分している。(地方行政運営法第 246 条)

②の中央政府からの歳入は、

共有財源

中央政府からの移転収入

中央政府省庁、機構のために地方公共団体が行った特別のサービスの対価としての実施手数料

に細分類されている。(地方行政運営法第 247 条)

さらにこの内、中央政府から地方政府への移転支出は、

(1) 市 / 郡の基金、及びコミュニティ / サンガットの基金への移転支出というチャンネルと

(2) 1998 年に制定された地方公共団体に関する財政制度と財産管理に関する法律に従って、行政の実施を継続する首都 / 州の予算に対する移転支出

の二つのチャンネルを通して行われることとなっている。

そして、市 / 郡の基金、及びコミュニティ / サンガットの基金への移転支出に関しては、その透明性を確保するため、その額は、

①コミュニティ / サンガットの場合には、均等割、人口、貧困指数の要素

②市 / 郡の場合には、均等割、人口、貧困指数、及び、区域内のコミュニティ / サンガットの数の要素

に従った、明確な算式により計算されるべきものとされている。

現状では、地方の歳入は、何れのレベルにおいても、ほとんど、中央レベルに頼っていて、この移転支出の額は限られており、地方公共団体の実際の行政需要への応答の可能性に限界を設けている³⁶。現在では、地方レベルの予算額の合計額は、中央政府の予算額の 6%程度にし

か過ぎない。但し、地方公共団体の予算の対中央政府の比率は変わっていないが、経済成長に伴う中央政府の予算の増額に伴い、予算の絶対額は増加している。2013年における平均予算額は、

首都／州の場合で、500万USドル

市／郡の場合で、1万USドル

コミューン／サンガットの場合で、3千USドル

となっている。

次表3は、2004年から2013年の期間の中央政府及び地方政府の予算額を示している³⁷。但し、中央省庁の地方機関の予算額は含まれていない。また、地方政府の予算額は内務省、地方行政総局の把握している数値によっている³⁸。

表3：中央政府予算及び地方公共団体予算

(単位:100万USドル)

区分	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
国内政府 予算総額	752.75	792.15	953.53	1,155.57	1,418.34	1,814.89	2,074.94	2,462.41	2,692.00	2,138.94
中央政府 予算	713.0	748.03	899.18	1,090.90	1,343.36	1,697.30	1,956.20	2,333.16	2,539.56	1,937.71
地方公共 団体予算	39.75	44.12	54.35	64.48	74.94	117.56	118.73	129.24	152.44	201.23
首都／州 予算	25.25	27.60	34.90	42.10	51.69	89.23	81.59	89.39	106.95	130.05
市／郡 予算										20.08
コミューン/ サンガット 予算	14.50	16.52	19.45	22.38	23.25	28.33	37.14	39.85	45.49	51.10

総予算額に対するパーセンテージ

区分	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
国内政府 予算総額	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
中央政府 予算	95%	94%	94%	94%	95%	94%	94%	95%	94%	91%
地方公共 団体予算	5%	6%	6%	6%	5%	6%	6%	5%	6%	9%
首都／州 予算	64%	63%	64%	65%	69%	76%	69%	69%	70%	65%
市／郡 予算										10%
コミューン/ サンガット 予算	36%	37%	36%	35%	31%	24%	31%	31%	30%	25%

Ⅷ. 地方行政団体の事務

地方行政団体の任務には、義務的事務と任意的事務³⁹が存在する。また、これ以外に、中央政府の代理人として行うべき事務も存在する。

中央政府から地方政府への権限の委譲は、必要な財源と共に行うべき（地方行政運営法第217条）であり、分野毎に、周到に計画し、段階を踏み、十分な理由付けの下に、協力、協議、透明性を持って、現在の仕事に対する最小限の妨げとしかならないようになされるべきであり、（地方行政運営法第218条）また、貧困の削減と住民の生活の改善に直接の関連を持つ基礎的で必要な事務に優先度が与えられるべきである（地方行政運営法第216条）とされている。事務の中央と地方の分担の仕分けにおいて、優先的に検討されるべき分野とされているものとしては、次のようなものがある⁴⁰。

農業

教育

林業、天然資源及び環境

健康、栄養及び女性、男性、若者、子供、弱者及び少数民族のニーズに対するものを含む市民サービス

産業及び経済開発

土地利用

発電及び送電配電

水資源利用

任務を支援し、実施するためのインフラストラクチャ及び施設

特別の需要及び首都・州・市・郡・大都市区（カーン）・コミュニティ及びサンガットにとっての観光・遺跡・文化遺産を含む特定かつ特別のニーズ

これらの権限委譲については、現在、検討が進んでいるとされているが、具体化はしていないようである⁴¹。

また、権限の委譲を行うための法形式としては、法律、勅令、省令（Prakas）によることとされている。

これらの委譲されるべき事務とは別に、法令によって全ての地方行政団体に与えられた「一般的行政権能」と呼ばれる事務がある。これは、区域内の市民の福祉の増進のために地方行政団体に与えられたものであり、また、個別の事務の委譲の前に、地方行政団体が優先課題として選択する事務を実施するための能力を形成するために与えられたものでもある。現在のところ、地方行政団体は、全て、この権能に基づいて日々の業務を行っている。

この「一般的権能」の範囲は、次の法律、勅令、省令（Prakas）によって決められている。

地方行政組織法

プノンペン首都評議会と首都参事会の職務上の関係及びカーン評議会とプノンペン首都参事

会の職務上の関係に関する政令

州評議会と州参事会の職務上の関係及び市評議会と市参事会の職務上の関係並びに郡評議会と郡参事会の職務上の関係に関する政令

首都、州、市、郡及びカーンレベルにおける開発計画及び3ヵ年投資計画に関する政令

プノンペン首都の部の下に置く組織、Sala Khan の下に置く組織、及びこれらの組織の役割、任務及び職務手続きに関する省令（Prakas）

Sala Khet の部の下に置く組織、Sala Krong の下に置く組織、Sala Srok の下に置く組織、及びこれらの組織の役割、任務及び職務手続きに関する省令（Prakas）

これらの規定による「一般的権能」に従い、既存の資源を利用して、地方行政団体は、次のような職務を行う自治権能を有するとされる。

社会経済問題に関する地方的対応の実施の準備及び強化

地域社会及びプライベートセクターとの共同下での地域経済の開発

貧困者及び弱者に対する社会福祉サービスの確立

国家的レベルで実施されるサービスの財源についての協力及び創設についての協力

他の機関の責任とされていないインフラストラクチャの形成及び維持

法令によって禁止されていない地域社会の福祉のための他の事務の執行

等

實際上、これまでも、地方行政団体は、これらの「一般的権能」を各般の分野において、例えば、物理的インフラストラクチャの整備、社会福祉サービスの促進、殊に、地域の幼稚園、学齢期前の児童に対する就学奨励教育、保健指導、農業技術指導、観光振興、及び男女平等問題などにおいて、5ヵ年開発計画と3ヵ年投資計画の策定を通じて、実施してきているとされる⁴²。結局、現在のところは、従来、地方行政団体とされたものが実施してきたものが、これら団体の事務であるというのが、現状のようである。

一方、地方行政団体は、中央政府の代理人として処理すべき事務を有する。我が国のかつての機関委任事務に類似したものと思われ、これらの地方行政団体が、地方行政運営法の施行前には、コミューン、サンガットにおいては、一定の自治が認められてはいたものの、基本的には、国の地方機関であったことを考えると、むしろ、これらの事務の実施上の責任以外の制度設立、政策形成の権限を新しくできた評議会の責任に移行させない事務であると考えた方が実情に即した理解であると考えられる。これに属するものとしては、次のようなものがある。

コミューン、サンガットによる出生登録

選挙人名簿の管理

首都/州による市/郡/カーン及びコミューン/サンガットの条例（Deika）及び決定の調整及び適法性の確認

首都/州による市/郡/カーン及びコミューン/サンガットの行政能力の支援と開発

等

さらに、中央政府は、地方行政団体の行政能力を向上させるため、一定の職位以下の職員に

ついて、首都/州の知事に、任命、転任、罷免の権限を与えている。(地方政府で働く公務員の任命、転任、罷免に関する権限の委譲に関する政令)しかし、首都/州に属する各省機関の長については、各省に「提案」する権限を委譲されるに止まる⁴³。

X. これまでの成果

内務省、副大臣サク・セター氏が、そのプレゼンテーションにおいて、成果として挙げたものは次のようなものであった⁴⁴。

X.1. 地方における平和と政治的安定性の向上

これは、地方分権のみに関わることではないが、これまでに10回⁴⁵実施された国政及び地方選挙に住民は積極的に参加し、民主政治文化の定着に貢献した。その結果として、現在、首都/州レベルにおいては、374人(うち女性が37人)の議員⁴⁶が、市/郡レベルでは、2,861人(うち女性361人)の議員⁴⁷が、コミューン/サンガットレベルでは、11,459人(うち女性2,089人)の議員が選ばれている。なお、上院議員としては61人、下院議員としては123人が選ばれている。

X.2. 住民の(地方政府が)自己のものであるという意識、地方政府の説明責任、住民参加の強化

それぞれの地方行政団体は、中央政府からの移転支出その他の財源を持っており、その額は、未だ小さいものであるが、それを5ヵ年開発計画及び3ヵ年投資計画にそって使用する完全な裁量権を持っている。このメカニズムは、住民に自分たちの必要を満たすために行政に参加することを促進してきた。また、各地方行政団体は、ご意見箱の設置や、紛争処理メカニズムの設置、ワンウインドウサービス、市におけるオンブズマンの設置、サービスのリストや手数料のリストの作成といふように、サービスの提供を改善してきている。

X.3. より効率的な地域の社会・経済開発の実現

自治と住民の参加により、地域開発をより効率的に、住民のニーズに合わせて実施することが可能となった。この結果、計画省のコミューン/サンガットに関するデータベースによれば、2004年には、35.1%だった貧困率が2012年には、22.7%に減少している。

しかし、同副大臣は、次のような課題も指摘した。

- ・ 地方行政体における職務態度と関係者の慣習を中央集権から地方分権に変化させるには、適切な時間と適切な注意を要すること
- ・ 地方行政体は、再構築されたばかりであり、その構成にも制度にも、能力、責任、透明性、効率性についての問題があること
- ・ 地方自治のきわめて重要な要素である、地方行政体の財政的資源と機能は、依然、小さいこと
- ・ 法的文書の欠如、殊に、地方レベルでの歳入徴収にかかるそれらの欠如があること

- ・職員の能力は、未だ、質量ともに不足していること
- ・地方行政体への権限の委譲は、未だ少なく、このため、中央政府と地方行政体との役割分担が不明確になっていること
- ・能力構築、適法性の確認、地方行政体への関与に関する中央政府の便宜供与体制が弱いこと

XI. 現在の問題点

筆者は、JICA の行っている、地方分権関連人材養成プロジェクトに関連して、3つの州で副知事又は事務局長と面談する機会をもった。

そこで聴取した現在の問題点の内容は、ほとんど一致しており、集約すると

- (1) 制度は出来たが、内容が伴っていない。殊に、財源がなく、計画を作っても実現できない。
- (2) 人材が不足しており、仕事を任すことができる者がいない。（面談した副知事、事務局長は、その多くが数少ないカンボジア王立行政学院（Royal School of Administration）の卒業生であり、カンボジアの中では極めて優秀な人材である。このような事務局長がいない州等では、問題はさらに大きいものと考えられる。）
- (3) 議会はできたが、一般人にほとんど知られておらず、契約等も長の名で行うので、一般には、制度が変わったことも認識されていない。（面談したのが、州政府幹部であることも大きく関連していると思われる。州の場合も含め、コミューン・サンガット以外は議会の選挙は間接選挙で、一般人が投票することがないことも一因と思われる。）

前述のように、現在のところ地方行政体はわずかな財源しか付与されておらず、内務省としても、地方行政体が海外ドナー等と独自に連携することをむしろ奨励しているように見受けられる。また、人材については、内戦時の混乱から、教育を受けた人数が、特に、現在の成年層で全体的に不足しているように見受けられる。これは、多くの人材を要する地方分権的制度の構築にとって、絶対的な制約要件となっているように感じられる。

このように、地方分権の受け皿となる制度はできたが、ある程度、従来の国の機関としての行政実施の経験、実績を持つ「州」においても、新たな調整を必要とする「評議会」が出来て、調整が複雑になっただけであり、また、住民からみても、間接選挙によって選ばれる評議会は、全く関心の対象となっていないように見受けられる。これらの点は、前記の内務省副大臣のまとめの中でも、よりマイルドな形はあるが、指摘されているものであり、実際には、地方自治の進展はなかなか見られていないのではないかとの感を深くするところである。

2002年に実施されたコミューン、サンガットの評議会の直接選挙、また、その結果であるコミューン、サンガット評議会による自治的地方行政は一定の成果を挙げたと評価されているが、今回の「地方行政運営法」の施行に伴う地方分権改革は、現在までのところ、むしろ、理念的な形を整えることが主であり、今後、実態をそれに合わせるが必要と考えられる。殊に、地方行政運営法の規定にも謳われている財政的基礎付けの充実と職員集団の形成及びその質の改善が急務であると思われる。

注

- ¹ 正確に言うと、地方分権のみではなく、中央政府の地方機関への権限移譲が含まれており、両者を合わせ、地方分権・地方分散政策《D&D (Decentralization and Deconcentration) Policy》という用語で、表現されることが多い。
- ² 2013 年政府統計による。
- ³ IMF 資料による。
- ⁴ 1997 年にラナリット第 1 首相が失脚して以降、単独の首相の地位にある。
- ⁵ Sak Setha (Secretary of State, Ministry of Interior) “Local development and governance of decentralization and deconcentration in Cambodia” Top management Seminar on Decentralization and Leadership Towards Local Needs and Changing Society 資料。1998 年後半という時点については、実質的に国内が安定した時期として述べているものと思われる。
- ⁶ Cambodian Government “Strategic Framework on Decentralization and Deconcentration Reforms”
- ⁷ Sak Setha (Secretary of State, Ministry of Interior) “Local development and governance of decentralization and deconcentration in Cambodia” Top management Seminar on Decentralization and Leadership Towards Local Needs and Changing Society 資料 (PP)
- ⁸ 当時は、コミューンは、各州における州-郡 (ディストリクト) -コミューンという 3 層制の地方行政体の最下層、サンガットは、各特別市の特別市-大都市区 (カーン) -サンガットという 3 層制の地方行政体の最下層であった。
- ⁹ Sak Setha (Secretary of State, Ministry of Interior) “Local development and governance of decentralization and deconcentration in Cambodia” Top management Seminar on Decentralization and Leadership Towards Local Needs and Changing Society 資料による。2009 年時点の数字と異なる。選挙当時の数と思われる。
- ¹⁰ Law on Administrative Management of Communes/Sangkats
- ¹¹ Law on the Election of Commune Councils and Sangkat Councils
- ¹² 選挙方式は何れも拘束名簿式比例代表選挙である。
- ¹³ Sak Setha (Secretary of State, Ministry of Interior) “Local development and governance of decentralization and deconcentration in Cambodia” Top management Seminar on Decentralization and Leadership Towards Local Needs and Changing Society 資料
- ¹⁴ Law on Administrative Management of the Capital, Provinces, Municipalities, Districts, Khans
- ¹⁵ Law on the Election of the Capital Council, Provincial Councils, Municipal Councils, District Councils, Khan Councils
- ¹⁶ National Program for Sub-national Democratic Development
- ¹⁷ Mr. Sak Setha (内務省副大臣 Secretary of State, Ministry of Interior で、元内務省地方行政総局長 Director-General, General Department of Local Administration, Ministry of Interior) からの聴き取り
- ¹⁸ プノンベン、シアヌークヴィル、バイリン、ケップ
- ¹⁹ JICA・地方行政運営法運用のための首都と州レベルの能力向上プロジェクト (PILAC2) チーフアドバイザー 杉永雅彦作成資料による。
- ²⁰ 2013 年 12 月 31 日付けの Royal Decree により、コンボンチャム州 (Kampong Cham province) 中の 1 市 6 郡 (Soung municipality, Tbong Khmom district, Ou Rang Ov district, Kroch Chhma district, Punhea Kraek district, Memot district, and Dambae district) が分割され、ソンクモン州が設立され、州の数は、全体で 24 となった。

- ²¹ Sak Setha (Secretary of State, Ministry of Interior) “Local development and governance of decentralization and deconcentration in Cambodia” Top management Seminar on Decentralization and Leadership Towards Local Needs and Changing Society 資料
- ²² 前述のようにコミューン・サンガットについては、既に、2001年のコミューン・サンガット行政運営法により、法人格が与えられていた。
- ²³ Sak Setha (Secretary of State, Ministry of Interior) “Local development and governance of decentralization and deconcentration in Cambodia” Top management Seminar on Decentralization and Leadership Towards Local Needs and Changing Society 資料中の表を引用
- ²⁴ CIA World Factbook (<https://www.cia.gov/>) より引用
- ²⁵ プノンペン首都 HP より引用
- ²⁶ プノンペン首都 HP より引用。ただし、各大都市区（カーン）の人口を合計しても、首都全体の人口より、やや少ない。理由は不明。人口密度は、首都全体に合わせてある。
- ²⁷ プノンペン首都 HP の数字をサンガットの数 96 で除したもの。なぜ、大都市区の人口密度と異なるのかは、不明。
- ²⁸ 全国の数字からプノンペン首都の数字を差し引いたものから作成
- ²⁹ 2008年の資料から作成
- ³⁰ この選挙は、前述の通り、2002年より5年ごとに行われている。
- ³¹ Sub-Decree on Number of Councilors of Phnom Penh Capital, Provinces, Municipalities, Districts and Khans for the First mandate (Sub-Decree No. 18 ANKR. BK) に規定。
- ³² Board of Governors と呼ばれる。
- ³³ Director of Administration と呼ばれる。
- ³⁴ JICA・地方行政運営法運用のための首都と州レベルの能力向上プロジェクト (PILAC2) チーフアドバイザー 杉永雅彦作成資料による。
- ³⁵ 一般に Line Department と呼ばれている。
- ³⁶ Sak Setha (Secretary of State, Ministry of Interior) “Local development and governance of decentralization and deconcentration in Cambodia” Top management Seminar on Decentralization and Leadership Towards Local Needs and Changing Society 資料
- ³⁷ 上（注 32）に同じ
- ³⁸ 1USドルを 4,000 リエルとして計算
- ³⁹ Organic Law の英訳においては、permissive function とされており、実施が認められる事務というニュアンスであるが、ここでは任意的事務と訳しておく。
- ⁴⁰ 地方行政運営法第 215 条に定められている。
- ⁴¹ Sak Setha (Secretary of State, Ministry of Interior) “Local development and governance of decentralization and deconcentration in Cambodia” Top management Seminar on Decentralization and Leadership Towards Local Needs and Changing Society 資料。殊に、検討対象の事務のリストを既に完成しているのは、農林水産省、地方開発省、社会福祉省、健康省及び教育省であるとのことである。
- ⁴² Sak Setha (Secretary of State, Ministry of Interior) “Local development and governance of decentralization and deconcentration in Cambodia” Top management Seminar on Decentralization and Leadership Towards Local Needs and Changing Society 資料
- ⁴³ 現在のところ、地方公務員というカテゴリーは創設されておらず、従って、この権限は、地方行政体で働く国家公務員の任免等についてのものである。

- ⁴⁴ 2013 年 12 月 9 日 Top management Seminar on Decentralization and Leadership Towards Local Needs and Changing Society 時の同副大臣プレゼンテーション
- ⁴⁵ 1993 年以降、5 年毎の国政選挙が 5 回、2002 年以降、同じく 5 年毎のコミューン / サンガットの選挙が 3 回、2009 年及び 2014 年の首都 / 州、市 / 郡の評議会議員選挙を指すと思われる。
- ⁴⁶ 首都 / 州の評議員の選挙は、その区域内コミューン / サンガットの評議員による間接選挙である。
- ⁴⁷ 市 / 郡の評議員の選挙は、その区域内コミューン / サンガットの評議員による間接選挙である。

参考文献

- 自治体国際化協会 (2004) 『ASEAN 諸国の地方行政』自治体国際化協会
- Sak Setha (Secretary of State, Ministry of Interior) "Local development and governance of decentralization and deconcentration in Cambodia" Top management Seminar on Decentralization and Leadership Towards Local Needs and Changing Society (2013 年 12 月 9 日 於プノンペン・インターコンチネンタルホテル。カンボジア内務省・JICA 共催) 資料
- カンボジア王国 (外務省HP) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/>
- 2008 年法律 (5 月 22 日公布) Law on Administrative Management of the Capital, Provinces, Municipalities, Districts and Khans (Unofficial Translation into English) (首都、州、市、郡及びカーンの行政運営に関する法律) (仮訳を参考資料として添付)

(本論文は、平成 23 年度採択科学研究費助成事業「アジア諸国における地方分権改革の成果と地方自治の基盤に関する研究」の助成によりその報告書の内容の一部として、作成したものである。)

資料 地方行政運営法

首都、州、市、郡及びカーンの行政運営に関する法律

第1章

総則

- 第1条 この法律の目的は、首都、州、市、郡及び大都市区（カーン）の行政運営を定めることにある。
- 第2条 首都、州、市、郡及び大都市区（カーン）には、分権及び分散政策を通して民主的発展を促進し維持するための統一的運営の原則が適用されなければならない。
- 第3条 コミューン及びサンガットは、この法律の規定のある場合を除き、コミュニティ及びサンガットの行政運営に関する法律が適用される。
- 第4条 プノンペンをカンボジア王国の首都とする。
プノンペンを大都市区（カーン）に分割する。
大都市区（カーン）をサンガットに分割する。
- 第5条 州を市と郡に分割する。
市をサンガットに分割する。
郡をコミュニティとサンガットに分割する。
- 第6条 州の境界の創設、消去、変更及び命名は、内務省大臣の提案に基づく総理大臣の要請による勅令（Royal Decree）によって行う。
首都の境界の設定は、内務省大臣の提案に基づく総理大臣の要請による勅令によって行う。
- 第7条 市、郡及びカーンの境界の創設、消去、変更及び命名は、内務省大臣の要請による政令（Sub-Decree）によって行う。
- 第8条 地方行政体における統一的行政の創立は、当該地区内の全ての行政活動の便宜となるように国家の統一を強化することを目的とする。
- 第9条 首都、州、市、郡及び大都市区（カーン）は、公法上の法人とする。

- 第 10 条 各公法人は、首都議会、州議会、市議会、郡議会及び大都市区（カーン）議会の選挙に関する法律に基づき選出される議会をその代表者とする。
- 第 11 条 各公法人は、民主的発展を創始し、促進し、維持する。
- 第 12 条 民主的発展には、次のものが含まれる。
- 公的代議制
 - 住民自治
 - 協議と参加
 - 応答性と説明責任
 - 地域住民の生活の質の向上
 - 平等性の促進
 - 透明性と統合性
 - 腐敗と権限の濫用への対抗手段
- 第 13 条 公法人は、憲法、法律、勅令、政令及びこの法律に矛盾しない他の法律文書によって、その権限を得る。

第 2 章

議会

第 1 節 首都、州、市、郡及び大都市区（カーン）議会

- 第 14 条 首都、州、市、郡及び大都市区（カーン）は、首都議会、州議会、市議会、郡議会及び大都市区（カーン）議会の選挙に関する法律に規定する手続きに沿って間接選挙された議会（以下、「議会」という。）を持つ。
- 第 15 条 議会の任期は、5 年とし、新しい議会が選出されたときに、終了するものとする。議会の任期は、議会の選挙の日を開始し、次の選挙の日を終了するものとする。
- 第 16 条 新しい議会が選出されるまでの間、任期を終了した議会は、日常行政業務のみを処理する権限を有する。
- 第 17 条 各議会は、議長を持つ。
議会の議長は、議会で最大の議席数を持つ会派の候補者リストの第 1 位の者とする。最大の議席数を持つ会派が複数ある場合には、有効得票数の最も多かった会派の候

補者リストの第1位の者を議会の議長とする。

- 第18条 各議会の議員の数は、人口及び地勢的要因に基づき、次のように定める。
- プノンペン首都議会の最大議員数は21とする。
 - 州議会の議員数は9から21とする。
 - 市議会の議員数は7から15とする。
 - 郡議会及びカーン議会の議員数は7から19とする。
- 各議会の具体的議員数は、内務省大臣の、議員任期終了の最低120日前までに行われる要請に基づく政令によって定める。
- 次の選挙のための議員の数を定める政令が存在しない場合には、各議会の総議員数は、改選される議会の総議員数とする。
- 第19条 各議会は、その区域内に居住する全ての住民を代表し、そのために活動する。
- 第20条 各議会は、その区域内における民主的発展を創始し、促進し、維持する。
- 第21条 首都議会、州議会、市議会、郡議会及び大都市区（カーン）議会の選挙に立候補しようとする男女のカンボジア市民は次の条件を満たさなければならない。
- 誕生以来カンボジア市民権を有すること
 - 選挙日において、25歳以上であること
 - 選挙権を有し、議会の選挙に関し法が定める条件についての十分な資格を有していること
- 第22条 次の何れかの事象が生じたとき、議員はその地位を失う。
- その者が議会に立候補する資格及び条件を失ったとき
 - その者が、議会の議長に辞表を提出することによって辞職したとき
 - その者が死亡したとき
 - その者が、事前の承認なしに、議会を2回を超えて引き続き欠席したとき
 - その者が、法律、手続き規定、内部規則、又は、当該議会の倫理規則によって、免職されたとき
 - その者が刑法又は軽犯罪法上の罪により裁判所から有罪判決を受けたとき
 - その者が、所属政党の党員資格を失ったとき
- 内務省大臣は、上記の場合の議員資格の喪失を決定し、公表する。
- 第23条 議員が議会議員の地位を失ったとき、その者と同一の候補者リストの次位の者が14日以内に内務省大臣の命令（Prakas）によって、代替者として選ばれる。

- 第 24 条 何れかの議会在憲法、法律、政令に反した行動をとった場合、内務省大臣は、当該議会对し、特定かつ合理的な期間内に、当該規定を尊重し、遵守することを求める書面による指示を出すこととする。
当該議会在当該指示を尊重しない場合、政府は、内務省大臣の要請に基づく政令により当該議会在解散するものとする。
- 第 25 条 国家選挙管理委員会（NEC）は、次の場合の何れかに該当する場合に、議会在選出の補欠選挙を行うものとする。
- 首都、州、市、郡、及び大都市区（カーン）が、本法第 6 条及び第 7 条により新たに作られた場合、補欠選挙を 240 日以内に行うものとする。
- 本法第 24 条の規定に基づき、議会在解散された場合、補欠選挙を 120 日以内に行うものとする。
補欠選挙により設立された議会在、解散された議会在の残任期間と等しい任期を持つものとする。
- 第 26 条 当該議会在の残任期間が 180 日未満の場合には、補欠選挙は許可されないものとする。
- 第 27 条 議会在が解散された場合、内務省大臣は、新しい議会在が引き継ぐまで、運営を代理する手段を講じるものとする。
- 第 28 条 在任中の議員は報酬を受ける。それについては、毎年度の当該議会在の予算中に規定を設けることとする。
報酬は、内務省大臣及び経済財政省大臣の要請に基づく政令によって定めるものとする。

第 2 節 議会在の役割、義務、及び、権限

- 第 29 条 議会在は、民主的発展を創始し、促進し、維持する目的を達成するために必要な活動を行い、この法律により、また、この法律に合致して議会在に割り当てられ、委譲された権能及び義務を果たす役割を有する。
- 第 30 条 議会在は、法律的及び行政的決定を行う権限を有する。
- 第 31 条 議会在は、その会議で行われた決定によりその権能と義務を果たすと共に、それらの決定が実施されることを確保するものとする。

- 第 32 条 議会は、本法第 2 章第 3 節の規定に合致した条例（Deika）の発出により立法権を行使する。
- 第 33 条 議会は議会の会議における決定の発出により、その行政権限を行使する。
- 第 34 条 議会は、その区域内における優先順位についての決定と民主的発展の確保について、全住民に対して直接的に責任を負わなければならない。
議会は、それが代表する市民のために重要だと思ふ何れの事柄についても調査を行い、その調査の結果を伝達し、参事会及び知事に対し、実施上の指示を与えることが出来る。
- 第 35 条 議会は、憲法、法律、勅令、政令及び法律的文書を遵守することについて政府に対し、責任を負わなければならない。
- 第 36 条 全ての会議において、議会は、次のような事柄につき、必要な決定を行い、又は、条例（Deika）を作成しなければならない。
－本法に従って、新しい権限、義務、資源を受け入れるための準備
－議会の義務的権能
－議会の任意的権能
－共同議会、他の種類の議会、政府省庁、並びに他の機関及び関係者の運営及び管理下にある部分を含む当該議会の 3 ヶ年ローリング投資計画及び 5 ヶ年開発計画
－年間予算計画及び中間期期間の支出計画
－その他の財政的事柄
－当該議会の委員会、組織及び人員を含む組織、制度及び資源の創設
－資産の管理及び利用
－区域内の公衆との協議過程、及び市民への情報提供
－本法に合致した法律、勅令、政令及び他の法律的文書によって定められる他の義務
- 第 37 条 議会は、3 ヶ年ローリング投資計画により毎年更新される 5 ヶ年開発計画を作成し、承認するものとする。
- 第 38 条 開発計画の作成及び承認において、議会は次の者と協議するものとする。
－区域内の市民
－その区域内の他の種類の議会
－関係する省庁、機関及び政府の部局

- 適切な利害関係者

地方行政体の開発計画作成過程における協議の手続きは、内務省大臣の計画省及び他の関連省庁・機関との協議を経た上での要請に基づく、政令により定められるものとする。

第 39 条 議会は、次のものを包含する開発計画を作成するものとする。

- その区域内での開発の目標と目的を示す当該議会の考え方

- その区域内における現在の開発状況のレベルの評価及び次の点に関する優先的開発需要の評価

+ 新しい権限、義務及び資源の委譲を受け入れるための準備における当該議会の需要

+ 基礎的かつ必要なサービス、施設、物品及び公的インフラストラクチャ

+ 貧困の削減

+ 女性、男性、若者、子供及び貧困者及び原住民を含む弱者グループのその他の必要

- 当該地区における土地及び天然資源の利用及び管理に関する基本原則を表現する開発枠組み

- 災害対処計画

- 資本開発計画、当該計画の作成時からの 12 ヶ月予算計画、毎年度更新される当該計画作成時からの 3 ヶ年予算計画を含む財政計画

- 区域内の全ての市民に対する透明性と説明責任を確保するための当該議会の開発計画の実施戦略

- 開発計画内の開発目的と優先順位に関連する成果指標及び目標

議会は、開発計画と予算計画の中で、任意的事務と義務的事務を分離するものとする。

地方行政体の開発計画の作成、管理及び実施に関する実際の様式と手続きは、内務省大臣の計画省及び他の関連省庁・機関との協議を経た上での要請に基づく、政令により定められるものとする。

第 40 条 議会は、毎年、

- 共同議会、

- 他の種類の議会、

- 関係政府省庁、機関及び政府部局

- 適切な利害関係者

の運営及び管理下にある部分を含む当該議会の開発計画の実施を監視し、評価するものとする。

- 第 41 条 開発計画の承認後直ちに、議会は計画を公表するものとする。
公衆は、議会の事務所において、計画を無料で閲覧でき、或いは、議会から計画を原価で購入することが出来るものとする。
- 第 42 条 議会は、民主的開発の促進のため、公共財政を管理するものとし、次のものを含む最重要の開発ニーズに焦点を当てるものとする。
－新しい権限、義務及び資源の委譲を受け入れるための準備における当該議会の需要
－基礎的かつ必要なサービス、施設、物品及び公的インフラストラクチュア
－貧困の削減
－女性、男性、若者、子供及び貧困者及び原住民者を含む弱者グループのその他の必要
- 第 43 条 議会は、全ての住民に対し、透明で、説明責任を果たせるやり方で財政事務を管理するものとする。
- 第 44 条 首都、州、市及び郡の議会は、地方行政体予算と呼ぶ、それ自身の予算を持つものとする。
首都に含まれる大都市区（カーン）及びサンガットは、首都の予算中にそれぞれの予算を持つものとする。
市に含まれるサンガットは、市の予算の中にその予算を持つものとする。
議会は、毎年の政府予算編成の手續きと暦に従い、その予算を承認するものとする。
議会は、中期支出計画を承認し、それを毎年、更新するものとする。
年度予算計画の管理と実施は、本法および公的財政法に沿って法制化されるべき「地方行政体の財政制度と資産管理に関する法律」に従い行うものとする。
予算は、すべての公的財政の重要な原則に従って、作成されるものとする。
地方行政体の予算は、支出と収入の均衡が取れたものとする。
- 第 45 条 財務の管理において、議会は、次のものに関連する標準、規則、及び手続に従うものとする。
－予算の作成、承認及び実施
－会計及び報告
－資産と債務
－透明性と説明責任
－次のものの管理
＋自己の歳入

+ 共有歳入、国家予算からの移転資金、政府の省庁機関の受託機関としての権限の実施のためのサービス料金

+ その他の歳入

- 公的調達

- 内部監査

- 外部監査

- 公的財務に関するその他の要請

地方行政体の公的財政の管理の標準、制度及び手続は、内務省大臣及び経済財政省大臣の要請に基づき、本法および公的財政法に沿って法制化されるべき「地方行政体の財政制度と資産管理に関する法律」で規定するものとする。

第 46 条 地方行政体は、それに移転された又は自らの財源によって調達した国家資産の効果的な管理と利用に責任を持つものとする。

地方行政体の資産の管理の手続は、内務省大臣及び経済財政省大臣の要請に基づき、適切な法的文書で規定するものとする。

第 47 条 その区域内において、何らかの権限の濫用があった場合には、議会は直ちに、内務省大臣に書面で報告するものとする。

第 48 条 選挙された議員又は、省庁、機関、政府関係団体、議会又は何らかの者により任命された者が、意図的に次のことを行った場合に、権限の濫用があり、これは正当化しえない。

- 何れかの者、グループ、公的資産、又は公的資源を利用し、又は、不当に取り扱うためにその地位又は権限を利用すること

- 自らの監督下にある者が、何れかの者、グループ、公的資産、又は公的資源を利用し、又は、不当に取り扱っていることを知っていながら、それを止めるために自らの役割又は権限を使わなかったこと

第 49 条 権限の濫用は、次の活動に適用される。

- 何れかの者の法的権利又は人権の侵害

- 自らの利益のための公的、私的財産又は天然資源の不法な占拠又は収用

- 環境及び天然資源への毀損

- 国家資金若しくは資産の不法な引き出し又は国家資産の不適切な使用

- 自らの責任の下にある何れかの公的義務に従って行動を取ること、又は、取らないことに対し、金銭又は物品を不法に要求すること

- 法律、勅令、政令又は省令 (Prakas) の正当でない実施

- 議会の条例（Deika）の正当でない実施
- 自らの公的義務の範囲内の決定を自ら又はその家族の利益のために下すこと

- 第 50 条 議会は、次のことに関連する報告を、毎年、用意し、承認する。
- 制定された条例及び決定
 - 実施した活動
 - 財政報告
 - 参事会及び議会職員の能率評価
 - 本法第 40 条に定める監視及び評価の結果
 - 議会の能率を向上させるために必要な措置
- 議会は、上記の報告を各年の終了から 45 日を超えないうちに検討し、承認するものとする。
- 第 51 条 議会は、報告、会合の議題目録、会議録、条例、法律、勅令、当該議会に関連する政令又は省令（Prakas）、及び、その他の議会の文書に関する公的情報を発表するときは、公衆にとって良い条件を作り出さなければならぬものとする。
- 第 52 条 各議会は、公的情報広報板又は他の形での情報伝達の手段をその主たる事務所及び、その区域内において、市民が公的情報に容易に触れることが出来る他の場所に備えるものとする。

第 3 節 議会の条例（Deika）

- 第 53 条 条例とは、議会が承認した法的規定をいう。
- 本法の規定に従い、議会は、必要に応じて条例を発出することにより、立法権限を行使するものとする。
- 第 54 条 議会の条例は、当該議会の活動、手続、又は、次のものを含む、権能、義務、及び資源の範疇に属するいずれかの職務を決定し、禁止し、又は、監督することをその対象とする。
- 当該議会の役割及び権限
 - 当該議会に割り当てられた事務又は義務
 - 当該委譲が、条例を発出する権限の一部又は全部をなく奪していない場合に、当該議会に委譲された事務又は義務
 - 本法、他の法律、勅令、政令、又は省令（Prakas）が、議会が条例を発出することを要請する事務

- 第 55 条 議会の発出した条例は、別の定めがなされている場合又は何れかの法律が明確な境界をもって、一部の区域の除外を要請している場合を除き、その区域全域において施行される。
- 第 56 条 議会によって承認された条例は、議会がそれを発出した日から効力を有する。条例は、その一部又は全部を将来の日から発効させることができる。条例に遡及効を持たせることはできない。また、条例は、それが承認され、公表される日以前に効力をを持たせることはできない。
- 第 57 条 憲法、法律、勅令又は政令の何れかの規定に反する条例は無効である。
- 第 58 条 人種、宗教、性別、年齢、体色、国籍、誕生時国籍、又は、精神的若しくは身体的障害に基づいて、個人又は特定のグループを差別する条例は無効である。
- 第 59 条 条例は、当該条例の一又はそれ以上の規定に対する違反又は不順守に対し、罰金を科す条項を設けることができる。議会の条例の罰金条項の作成手続き及び罰金の水準については、内務省大臣の要請に基づく政令で定める。
- 第 60 条 各議会は、条例の作成、修正及び廃止についての手続きを遵守するものとする。議会の条例の修正及び廃止は、当該議会の条例をもって行う。議会の条例の作成、修正及び廃止についての手続きは、内務省大臣の要請に基づく政令で定める。
- 第 61 条 議会は、当該議会の全ての条例を実施し、及び、実施させるものとする。必要な場合、議会は、警察官により、又は警察官と共同して、条例を実施させることができる。警察官は、議会からの書面による要請があった場合、議会が条例を実施させるのを支援するものとする。

第 4 節 議会の会議及び内部規則

- 第 62 条 議会の最初の会議は、中央選挙管理委員会が議会選挙の結果を公式に発表して以後、14 日以内に開くものとする。内務省は、議会の最初の会議の議長を務めるため、その職員を派遣するものとする。

- 第 63 条 議会の議長が全ての会議の議長を務める。
- 第 64 条 議会の会議の議長は、次の職務を持つ。
－中立の立場で議会の会議の議長を務めること
－議会の会議に関する法律及び内部規則を尊重し、実施すること
- 第 65 条 議会の議長が出席していない場合、議長と同一の候補者リストで次位にある議員が議会の議長を務めるものとする。
議長と同一の候補者リストで次位にある議員が出席していない場合、議会議員選挙で第 2 位の得票を得た政党の候補者リストで第 1 位にある議員が議会の議長を務めるものとする。
議会議員選挙で第 2 位の得票を得た政党の候補者リストで第 1 位にある議員が出席していない場合、この者と同一の候補者リストで次位にある議員が議長を務めるものとする。
- 第 66 条 議会の全ての会議は、出席者数が当該議会の議員総数の半数未満でない場合にのみ有効である。
全ての出席議員は、当該議会の何れもの決定を承認するために、一票を投じる権利を有する。
議会は条例及び決定について、当該議会の総議員数の過半数の賛成により承認するものとする。
- 第 67 条 可否同数の場合には、議長の賛否により決する。
- 第 68 条 議会の会議は公開とする。
議会は、秘密会を開くことができる。
秘密会の運営については、内務省大臣のガイドラインによって定める。
- 第 69 条 議会の会議は、それぞれの種類の議会の内部規則に従って行われるものとする。
内務省大臣は、それぞれの種類の議会に適用される内部規則の準則を発出するものとする。
- 第 70 条 最初の通常会議は、選挙後最初の会議から 15 日以内に開くものとする。
- 第 71 条 議会は、その第 2 回目の会議において、その会議についての内部規則を条例という形で承認するために必要な行動をとるものとする。

議会は、内務省が定める内部規則準則を修正して、又は、修正なしで適用することができる。

- 第 72 条 議会は、会議についての内部規則を尊重するものとする。
議会の内部規則に反して行われた如何なる決定も無効である。
- 第 73 条 議員は、議会の会議において、意見を述べる自由を有する。
議員は、議会の会議における意見の表明、投票のために、逮捕され、拘留され、又は、何らかの行動若しくは手段の対象となることはない。
- 第 74 条 首都、州、市、郡及び大都市区（カーン）議会は、その区域内において、通常会議を少なくとも年 12 回開くものとする。
首都、州、市、郡及び大都市区（カーン）議会は、前回の通常会議より 25 日以上を経、35 日以内の時期に通常会議を開くものとする。
- 第 75 条 議会は、その第 2 回の通常会議までに、日にちと場所を示して、12 か月間の通常会議の日程を承認すると共に、12 か月の期間毎に、将来の日程を承認するものとする。
- 第 76 条 議会は、その通常会議の日程を直ちに公表するものとする。
- 第 77 条 議会は、緊急又は特別の問題に対処するための必要に応じ、その区域内において、特別会議を開くことができる。

第 5 節 議会又は議会職員の不法行為

- 第 78 条 議会、議会議員、委員会、参事会、知事、議会職員の何らかの活動又は決定で 議会、議会議員、委員会、参事会、知事、議会職員の権限を超えるものは、不法な行為と見做す。
- 第 79 条 不法な活動又は決定は無効である。
- 第 80 条 不法な活動又は決定を実施するために、議会により、又は、議会のために行われた支出は不法な支出と見做す。
- 第 81 条 内務省大臣は、議会、議会議員、委員会、参事会、知事、議会職員によって行われ

た全ての不法な活動又は決定について、議会と知事に書面で通知するものとする。
内務省大臣からの書面による通知を受け取った後、議会又は参事会は、1か月以内に、内務省大臣に対し、説明するものとする。

内務省大臣は、内務省が当該行為は不法であると見做す場合には、1か月以内に返答するものとする。

第 82 条 議会又は参事会は、その問題が微妙である、或いは、不明確であると考えるときは、条例、決定、又は、合意の発出前に、内務省大臣に対し、書面をもって、意見を求めることができる。

内務省大臣は、当該要請を受け取った後、1か月以内に返答するものとする。

第 83 条 内務省大臣は、当該議会又は参事会において行われた活動又は決定を修正してそれらが合法となるために必要な手段について、議会及び参事会に助言するものとする。

第 84 条 議会が、既に、不法な活動又は決定を実施してしまっている場合、内務省大臣は、当該議会に対し、その権限の枠組みの範囲内で、その活動又は決定を合法とするため必要な手段を1か月以内にとるように指示することができる。

議会は、当該問題に関する内務省大臣の指示をその区域内で、直ちに公表するものとする。

第 85 条 議会が、その不法な活動又は決定を、その権限内で修正することができない場合、当該議会は、これらの不法な活動又は決定を、議会の会議において取り消し、これを直ちに発表するものとする。

不法な活動又は決定により、既に不利な効果を受けた者、又は、税や使用料を支払った者は、議会に対し、補償し、全額を払い戻すことを請求することができる。

この請求を拒否された者、又は、この請求に対し2か月以内に議会からの支払いがない者は、内務省大臣に通知し、不服を申し立てて、この問題を解決することを求めることができる。

当該の者が内務省大臣の解決策に同意しない場合には、その者は裁判所に出訴する権利を有する。

第 86 条 議会により、又は、議会のために行われた不法な決定の結果として行われた支出又はその影響は、議会によって、1か月以内に補償されるものとする。

第 87 条 議会、何れかの委員会、又は、参事会の決定又は活動で、議員又は参事会メンバーによって完全に支持されたものを行うために不法な支出がなされた場合には、個々

の議員又は参事会メンバーが、そのような不法な支出の全額を取り戻す平等な責任を有する。

何らかの不法な支出が、議会、何れかの委員会若しくは参事会の決定又は活動の実施のためになされたのではない場合は、この不適当な活動又は決定に責任を有する個々の議員、知事、副知事又は職員が、そのような不法な支出の全額を填補する責任を有する。

第 88 条 必要な場合には、内務省大臣は、コミューン/サンガット議会の活動状況の適法性を本法及びコミューン/サンガットの行政運営法に定める条件に基づいて検査する権限を郡議会に委任することができる。

第 6 節 地区内紛争の解決

第 89 条 議会は、その区域内の地区内紛争を解決するために適切な行動をとるものとする。

第 90 条 地区内紛争とは、同一或いは異なった区域内の市民間の私的紛争をいう。

第 91 条 紛争の解決は、当事者の一方又は双方が永続的に居住している区域の議会に対し出された当事者の双方又は何れか一方からの書面による苦情に基づいて行われるものとする。

第 92 条 議会は、当該紛争の全ての当事者に受け入れ可能な解決に到達するよう仲介するものとする。

当事者の何れかが、解決案を受け入れない場合、議会は、紛争解決の努力を続けるための法的手続きを教示するものとする。

第 93 条 区域内の市民によってなされた要請又は苦情がある場合、議会は、その要請又は苦情を適切に検討し、対応するものとする。

当該要請又は苦情が、その区域内のものであった場合、議会はそれに対処する行動を取り、それにつき住民に周知するものとする。

当該要請又は苦情が、その区域内のものでなかった場合、議会は、解決に向け、それを関係省庁、機関、又は議会に通報するものとする。

第 94 条 地区的紛争を解決するための仲介において、議会は、次の点については、決定を行わない。

－ 離婚

- 刑法犯罪又は軽犯罪とされるべき家庭内暴力
- 刑法又は社会秩序枠組みの中に規定される犯罪又は軽犯罪
- 裁判所に係属している紛争又は既に判決を受けている紛争
- 法律又は政府によって特別の機関又は協調、対処のための特別の制度に委ねられている紛争

第 95 条 地区内紛争解決の手続きは、法律又は政令によって定める。

第 7 節 郡内の郡議会、コミューン議会及びサンガット議会についての特別規定

第 96 条 郡議会は、当該郡内の民主的発展を創始し、促進し、維持するものとする。

第 97 条 当該郡内の民主的発展を創始し、促進し、維持するため、郡議会は、

- それぞれのコミューン及びサンガット議会が民主的発展を創始し、促進し、維持することを助け、
- コミューン及びサンガット議会と協力して、郡、コミューン、サンガット内での行政過程への公的参加を促進し、
- 区域内での需要及びコミューン及びサンガットからの要請を見出し、それに応答することとする。

第 98 条 郡議会は、その区域内の全てのコミューン及びサンガット議会並びに全ての市民に対し、その選択、決定及び成果について、それら選択、決定及び成果の影響を含め、説明責任を負う。

第 99 条 郡議会は、コミューン及びサンガット議会の能力を評価するために、コミューン及びサンガット議会並びに他の利害関係者と定期的に協議を行うと共に、また、民主的発展を創始し、促進し、維持するため、定期的に、コミューン及びサンガット議会並びにその職員に研修と能力育成を行い、それぞれのコミューン及びサンガットの市民の公的意識を向上させることを行うものとする。

第 100 条 郡議会と関係のコミューン及びサンガットは、コミューン及びサンガット議会の需要と要請に応えるための共同の戦略、計画及び活動を郡、コミューン及びサンガットの、年度予算及び中期支出計画を含む、3 年ローリング投資計画及び 5 年開発計画に統合するものとする。

第 101 条 コミューン及びサンガット議会との協議を経て、郡議会は、コミューン及びサンガッ

ト議会が次のことができるようにするために十分で、永続的な行政能力、又は、行政資源を持つことができるようにするために必要な行政能力、又は、行政資源を整備し、向上させるものとする。

－民主的発展を促進し、維持すること、或いは、一つ以上の必要な権能及び義務を果たすこと

－人員、装備、資産及び必要な資材を含む、行政能力及び行政資源を管理すること

第 102 条 コミューン及びサンガット議会の行政能力、又は、行政資源を高めるための手配には、2 以上の議会による必要な人員、装備、資材、及び、資産の一部又は全部の共有も含むことができる。

第 103 条 郡議会が、コミュニティ及びサンガット議会の行政能力、又は、行政資源を調整し、改善する努力をしても、コミュニティ及びサンガット議会がその基礎的かつ必要な義務を果しえない場合、又は、十分に民主的発展を促進しえない場合、郡議会は、当該コミュニティ又はサンガット議会と協議し、その事実を直ちに、書面で内務省大臣に報告するものとする。

上記の報告は、その事実を解決するための適当な提案を含むものとする。

第 104 条 内務省大臣が、郡議会の報告に同意する場合には、内務省大臣は、当該コミュニティ又はサンガットが効果的に民主的発展を促進し、維持できるように、当該コミュニティ又はサンガットの能力育成を支援するため、当該郡議会及び関係コミュニティ又はサンガット議会と協議するものとする。

第 105 条 内務省大臣は、本法第 7 節中⁴⁸ の必要な条文を実施するため、州議会及び州参事会に権限を委譲することができる。

第 8 節 プノンペン首都

第 106 条 プノンペン首都議会は、その区域内において、民主的発展を創始し、促進し、及び、維持する権限を持つものとする。

第 107 条 大都市区（カーン）議会及びサンガット議会は、プノンペン首都議会の監督、管理下に置くものとする。

第 108 条 プノンペン首都議会は、民主的発展を創始し、促進し、及び、維持するため、権限と義務を大都市区（カーン）議会及びサンガット議会に委譲するものとする。

カンボジアの地方分権改革（上子）

第 109 条 プノンペン首都議会、大都市区（カーン）議会、及び、サンガット議会の役割、義務、及び、相互関係は、内務省大臣の要請に基づく政令で定める。

第 9 節 プノンペン首都以外の市

第 110 条 市議会は、その区域内において、民主的発展を創始し、促進し、及び、維持する権限を持つものとする。

第 111 条 サンガット議会は、市議会の監督、管理下に置くものとする。

第 112 条 市議会は、民主的発展を創始し、促進し、及び、維持するため、権限と義務をサンガット議会に委譲するものとする。

第 113 条 州議会、市議会、及び、サンガット議会の役割、義務及び相互関係は、内務省大臣の要請に基づく政令で定める。

第 3 章

議会の委員会及び参事会

第 1 節 議会の委員会

第 114 条 議会は次の委員会を設けなければならない。

- －技術的助言委員会
- －女性・子供問題委員会
- －調達委員会

第 115 条 上記の 3 委員会に加えて、議会は、議会の職務を助ける必要に応じ、追加の委員会を設置することができる。

議会は、議員、知事、副知事又は議会の職員を当該追加の委員会の委員に任命することができる。

追加の委員会の役割と義務は議会の 3 委員会又は参事会と重なってはならない。

第 116 条 議会は、それぞれの設置された委員会の委員数、委員長及び副委員長の任命、及び当該委員会の役割、義務及び活動について決定する。

第 117 条 議会は、設置された委員会が、必要に応じ、議員でない者を委員会の助言者にする

ことを認めることができる。

第 118 条 議会は、委員会の委員長及び副委員長の任命を含め、全ての委員会における女性の代表者参加を確保するものとする。

第 119 条 議会の各委員会は、定期的に、議会及び参事会にその活動を報告するものとする。

第 120 条 議会は、その設置した委員会の委員を、何時にても、解任することができる。議会の議員である委員が委員会から解任された場合、その者は議員として留まる。

第 121 条 議会は当該議会によって設置された委員会の決定及び活動の全てに責任を負い、また、委員会の活動の結果にも責任を負う。

第 122 条 議会は、当該議会によって設置された委員会に事務局としての援助やその他の援助を行うものとする。

第 2 節 技術的助言委員会

第 123 条 技術的助言委員会は次の者より構成する。

- 委員長としての知事
- 議会の全ての部局長
- 議会の財務責任者
- 当該議会の区域内において、直接にサービス、物品、及び、インフラストラクチュアを提供する地方支分部局、政府の省庁、機関の地方機関の長
- 必要に応じ、他の代表者

第 124 条 技術的助言委員会は、当該議会の区域内で、直接にサービス、物品、及び、インフラストラクチュアを提供する政府の省庁、機関又は部局、及び、地方単位の開発計画及び予算が、地方行政体の 5 年開発計画、3 年ローリング投資計画、中期支出枠組、及び、年度予算とよく調整されていることを確保するものとする。

第 125 条 内務省は、2 以上の議会が技術的助言委員会を共同設置することを許可することができる。

第 126 条 技術的助言委員会の設置、組織及び機能については、内務省大臣の要請に基づく政令によって定める。

第3節 女性子供委員会

第127条 女性子供委員会の委員は、女性議員又は議会の区域内の女性又は男性から選出するものとする。

第128条 女性子供委員会は、当該議会の権限、職務、及び、義務に属する男女平等に関する事項、女性・子供に関する事項について、議会、参事会、知事及び議会の他の委員会に示唆及び提案をする権限と義務を持つ。

第129条 女性子供委員会は、議会、委員会、及び、参事会の全ての会合に参加する権利を有する。

第130条 上記の会合に参加するためには、女性子供委員会は、当該会合の他の参加者と同様の方式で議題と書類を受け取る権利を有する。

第131条 女性子供委員会は、最大2名の委員を議会、参事会及び議会の委員会に参加させることができる。

第132条 第131条の規定に従って参加する代表者が議員の場合には、彼らは、議会の会合において投票する権利を有するが、参事会の会合においては、投票する権利を有しない。

第133条 女性子供委員会は、議会の年次報告に包含されるべき、年次報告を準備するものとする。

第134条 上記の報告には、次のものを含むものとする。

- 民主的発展の促進における女性参加の一般的状況及び議会区域内での子供の状況
- 女性子供委員会の成果と問題及び当該委員会を強化するための提案
- 民主的発展を促進する上での、助成の参加の改善に関する提案

第135条 内務省大臣は、必要に応じ、本法の規定に従って、女性子供委員会の設立及び職務手続きに関するガイドラインを発出することができる。

第4節 調達委員会

第136条 調達委員会は、当該地方行政体の全ての調達が、統合性、公開性、透明性及び公正

さをもって、公的調達に関する法律に従って、議会と市民の利益を守るように行われていることを確保する権限と義務を有する。

第 137 条 調達委員会の設立、組織及び活動については、内務省と経済財務省の共同省令によって定める。

第 5 節 参事会

第 138 条 首都、州、市、郡、及び、大都市区（カーン）に参事会を置く。

第 139 条 参事会は、知事と呼ばれる議長と一定数の副知事より成る。

第 140 条 プノンペン首都参事会の定数は最大 7 名とする。

州参事会の定数は 3 名から 7 名とする。

市、郡、及び、大都市区（カーン）参事会の定数は 3 名から 5 名とする。

州、市、郡、及び、大都市区（カーン）の参事会の実際の定数は内務省大臣の要請に基づく政令によって定める。

第 141 条 首都及び州の知事は、総理大臣の要請に基づく勅令によって任命される。

首都及び州の副知事及び市、郡、及び、大都市区（カーン）の長は、内務省大臣の要請に基づく政令によって任命される。

市、郡、及び、大都市区（カーン）の副長は、内務省大臣の省令（Prakas）によって任命される。

第 142 条 首都及び州の知事は、次の資格を満たす内務省の男女の幹部職員の中から選択するものとする。

－ 1 等級にあること（Utdom Montrey）

－ 任命日に 35 歳以上であること

－ 7 年以上の行政経験及び / 又は教育、青年スポーツ省の認める学士号をもつこと

－ 任命時に選挙人名簿に登録されていること

－ 刑法、軽犯罪法上の犯歴がないこと

第 143 条 首都及び州の副知事は、次の資格を満たす内務省の男女の幹部職員の中から選択するものとする。

－ 2 等級以上にあること（Voreak Montrey）

－ 任命日に 35 歳以上であること

- 5年以上の行政経験及び/又は教育、青年スポーツ省の認める学士号をもつこと
- 任命時に選挙人名簿に登録されていること
- 刑法、軽犯罪法上の犯歴がないこと

第144条 市、郡及び大都市区（カーン）の長は、次の資格を満たす内務省の男女の幹部職員の中から選択するものとする。

- 3等級以上にあること（Anu-Montrey）
- 任命日に30歳以上であること
- 5年以上の行政経験及び/又は教育、青年スポーツ省の認める学士号をもつこと
- 任命時に選挙人名簿に登録されていること
- 刑法、軽犯罪法上の犯歴がないこと

第145条 市、郡及び大都市区（カーン）の副長は、次の資格を満たす内務省の男女の中堅職員（Kram-Kar）の中から選択するものとする。

- 1等級以上にあること（Neay Kram-Kar）
- 任命日に25歳以上であること
- 任命時に選挙人名簿に登録されていること
- 刑法、軽犯罪法上の犯歴がないこと

第146条 必要な場合、長及び副長⁴⁹は、内務省の枠外の男女の公務職員から選択することができるが、その者は、本法第142条、第143条、第144条及び第145条に定める要件を満たさなければならない。

第147条 長及び副長の任期は、4年以内とする。

長及び副長は同一の区域で、4年の任期で再任されることができる。

第148条 長及び副長は、議員でないものとする。

第149条 長及び副長は、議会の会議に出席し、会議に参加することはできるが、議決権は有さない。

第150条 長及び副長は、次の場合には、任期の終了前に、その地位を失うものとする。

- 内務省大臣に辞表を提出したとき、又は、
- 免職されたとき

第151条 長及び副長は、次の何れかの場合には、任期の終了前に、その地位を失うものとする。

- 長又は副長となるための何れかの資格の喪失

- 無能力
- 勤務実績が良くない場合
- 健康の喪失又は職務上の能力の喪失が、権限を有する機関より証明された場合
- 職務の放棄
- 職業倫理規則の違反

第 152 条 議会は、本法第 151 条に定められた場合の何れかに基づき、内務省大臣に長又は副長の地位を失わせることを書面により要請することができる。

上記の要請があった場合、内務省大臣は、直ちに調査を行い、首都及び州の知事及び副知事に関する場合、及び、市、郡及び大都市区（カーン）の長に関する場合には、その事件の評価及び決定について、総理大臣に報告するものとする。

市、郡及び大都市区（カーン）の副長に関する場合には、内務省大臣は、調査を行い、直ちに決定を行うものとする。

第 153 条 長及び副長は、地位に相応しい給与及び他の報酬を受ける。

長及び副長の給与及び他の報酬は、経済財務省大臣との協議を経た上での内務省大臣の要請に基づく政令で定める。

第 154 条 長は、その区域内において活動する全ての省庁地方支分部局並びに政府省庁及び機関の部局を監督し、調整し、及び、指示する場合には、政府省庁及び機関を代表する。長は、その区域内における治安、社会秩序、法、及び、人権に関する事柄については、政府並びに関係省庁及び機関を代表する。

政府省庁及び機関の代表としての長は、政府、内務省、並びに、他の省庁及び機関に対し説明責任を有する。

必要な場合には、内務省大臣は、政府に、政府省庁及び機関の代表としての長の役割と権限を定める政令を発出するよう要請することができる。

第 155 条 参事会は、議会に意見及び助言を提供し、議会に報告し、及び、議会の決定を実施する。

参事会は、議会がその職務、権限、及び、義務を本法の規定に則り達成することを支援するものとする。

第 156 条 参事会は、議会が、本法により、或いは、本法に則り、地方行政体に対し配分され、或いは委譲された全ての職務、義務、及び、資源を監視することを支援し、また、職務、義務及び資源の管理を達成するための手段について提案するものとする。

- 第 157 条 議会は、参事会の活動及び能率を監視するものとする。
必要な場合、議会は、参事会又は長及び関係人を、説明のため、通常会議又は別の会議に招致することができる。
- 第 158 条 参事会が、議会の区域内において、当該議会の承認なく決定を行い、又は、何らかの活動を行った場合、当該決定又は活動は無効とする。
- 第 159 条 参事会は、議会の通常会議の間の期間に行った、議会の決定の実施並びに参事会及び議会の他の委員会の行った活動につき、議会に報告するものとする。
- 第 160 条 参事会は、本法により、又は、本法に則り、議会に委譲されるべき職務、義務及び資源を引き受けるための、戦略の形成及び議会の構成、制度及び資源の設置に関し、議会に対し、意見を述べ、報告を行うものとする。
- 第 161 条 参事会は、議会のために、議会の職員、組織及び構成員が、議会の日常業務において、その役割と義務を効率的に果たすとともに、議会の決定を実施することを確保するための行動をとるものとする。
- 第 162 条 参事会は、議会での審議及び承認のため、次の事項に関連する提案及び建議を行うものとする。
- 部局の創設又は廃止すること
 - 職員の責任及び裁量範囲を定義すること
 - 当該議会の職員管理規定に沿って、職員を採用し、昇任させ、及び、退任させること
 - 議会職員のために、職員の採用資格を決定し、新規採用を行い、及び、給与及び他の給付を決定すること
 - 議会の部局及び職員のために行政的及び財政的手続きを定めること
 - 議会とその職員のための能力強化戦略を定めること
- 第 163 条 参事会は、議会での審議及び承認のため、次のものを作成し、提出するものとする。
- 3 ヶ年ローリング投資計画及び予算の案
 - 5 ヶ年開発計画及び毎年度更新される中期支出計画
 - 区域内の市民への広報のための、本法第 50 条に規定される議会の能率に関する年次報告
- 第 164 条 参事会は、次の者との、開発計画を含む必要な事項に関する協議の戦略と過程に関

し、議会に案を提出する。

- 当該議会区域内の市民
- 当該区域内でその職務又は義務を行う議会組織の他の部分
- 政府の関係省庁、機関及び部局
- 関係者

第 165 条 参事会は、次の事項の実施を促進するために必要な提案を交え、議会の全ての通常会議に報告することとする。

- 議会に委譲された義務的事務
- 議会の任意的事務
- 当該議会の次の者の管理及び制御下にある部分を含む 3 ヶ年ローリング投資計画及び 5 ヶ年開発計画
 - + 共同議会
 - + 他の種類の議会
 - + 政府の省庁、機関、部局又は組織
 - + 他の関係者
- 地方行政体の年度予算案及び中期支出計画
- 地方行政体の財政状況
- 当該議会の条例 (Deika)

第 166 条 参事会は、該議会の区域内で、直接にサービス、物品及びインフラストラクチュアを提供する政府の省庁、機関又は部局、及び、地方単位の事業計画及び予算が、地方行政体の 5 ヶ年開発計画、3 ヶ年ローリング投資計画、中期支出枠組、及び、地方行政体の予算とよく調整されることを確保するため、技術的助言委員会と協議するものとする。

第 167 条 参事会は、議員及び議会の職員が、権限の濫用を覚知したり、それについて合理的な確信を持っていたり、或いは、当該議会の区域内の何れかの者がそれについての苦情を申し立てた場合、議会に書面をもって報告するよう、促進し、便宜を図り、及び、支援するものとする。

第 168 条 参事会は、議会が、この法律に従い、その職務をすることに助力するための必要に応じて、追加的委員会の創設について、議会に提案するものとする。

第 169 条 参事会は、議会の必要に応じ、広報板及び他の情報伝達方法の利用可能性を確保するものとする。

本法に従って公表された全ての書類は、議会の区域内において、広報板に掲示され、又は、他の手段によって伝達されるものとする。

第 170 条 参事会は、公衆が掲示板上の情報に完全に接することができることを確保するとともに、掲示板を区域内で維持するものとする。

第 171 条 参事会は、その権限に属する義務を書面にて、公表するものとする。

第 172 条 必要な場合、内務省大臣は、政府に首都、州、市、郡及び大都市区（カーン）の参事会の役割、義務及び事務手続きを政令によって定めることを政府に提案することができる。

第 4 章

議会の職員と組織

第 1 節 議会の職員

第 173 条 それぞれの議会は、その職員を持つ。
議会の職員は、当該議会によって任命された者若しくは当該議会と働くよう任命された者又は本法の規定に従い当該議会に再配置された者とする。
議員は、議会の職員ではないものとする。

第 174 条 議会の職員は、議会のために、参事会が直接に管理、監督するものとする。

第 175 条 議会の議員には、中央政府の省庁、機関、部局及びユニットの職員又は中央政府のために、治安、公共社会秩序、法執行及び人権に関する職務を持つ者は含まれない。

第 176 条 議会の職員の採用及び任命は、透明な競争によってなされるものとする。
議会の職員の採用及び任命に当っては、議会の部局や他の職員組織の長や副長の職について、女性が適切に登用されることを確保するものとする。
議会の職員の採用及び任命の過程は、地方行政体の職員に関する規定に従って行われるものとする。

第 177 条 議会は、職員の任命及び退職、並びに、職員の地位についての給与水準及び他の給付についての決定を行うものとする。
職員の任命及び退職、並びに、職員の地位についての給与水準及び他の給付につい

での決定は、地方行政体の職員に関する規定に従って行われるものとする。

第 178 条 全ての職員は、それぞれの直属の上司に対し、直接に、また、職務上の上下に従い、事務局長、長、参事会及び議会に対し、間接に責任を持ち、説明責任を負う。

第 179 条 地方行政体に、財務責任者を置く。
財務責任者は、当該議会の区域内で職務を行うため、内務省大臣の要請に基づく経済財政省大臣の承認を得た上で、議会が任命する。

第 180 条 財務責任者は、当該地方行政体の財務及び調達に責任を持ち、本法及び本法に沿って発出されたその他の法的文書に基づく適切な監査を確保するものとする。

第 181 条 郡に、コミューン議会を支援するためのコミューン支援ユニットを置く。
コミューン支援ユニットに長を置く。
コミューン支援ユニットの組織及び機能は、内務省大臣の省令 (Prakas) によって定める。

第 182 条 議会の職員は、議会及び参事会の決定を実行するため、その部局長の指示の下、日常業務を行うものとする。

第 2 節 事務局長

第 183 条 議会に、内務省大臣が任命する事務局長を置く。

第 184 条 事務局長は、議会及び当該議会参事会の行政事務を監督し、また、日常行政活動の継続性を確保するための補助者の役割を持つものとする。
この役割において、事務局長は、議会及び参事会に対し報告し、説明責任を有するものとする。

第 185 条 事務局長は、次の役割及び職務を果たすものとする。

- － 議会及び参事会の日常業務を実施すること
- － 議会の部局、職員及びスタッフが議会及び参事会の決定を実行することを確保すること
- － 議会の条例を実施すること
- － 議会、委員会及び参事会の全ての会議に出席し、討議に加わる。但し、投票権は有さない。

カンボジアの地方分権改革（上子）

- － 議会及び、議会の委員会に、議会が民主的発展を創設し、促進し、維持するという目的を達成できるよう意見を述べること
- － 参事会に、参事会がその機能と職務を効果的に果たせるよう意見を述べること

第 186 条 参事会は、事務局長が参事会の決定のために意見を言えるよう、その職務範囲内の職務を事務局長に委任することができる。

第 187 条 事務局長は、財務責任者がその者の職務を適正に果たすことを確保するものとする。

第 188 条 事務局長の任命のための条件、役割、職務及び業務手続は、内務省大臣の省令 (Prakas) によって定める。

第 3 節 議会の部局

第 189 条 議会は、必要に応じ、自らの部局を設置するものとする。
内務省大臣は、議会が部局を設置し、部局の職員の職務と地位を決定することを許す政令の発出を提案するものとする。

第 190 条 議会の部局は、参事会の議会のための一般的な責任、監督及び管理下に置くものとする。

第 191 条 議会の部局は、部局長の直接的な責任、監督及び管理下に置くものとする。
部局長は、事務局長に対し、直接、責任を持ち、説明する義務を持つものとする。

第 5 章

実施過程

第 1 節 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会

第 192 条 「NCDD」と略称する地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会を、内務省大臣の提案に従った総理大臣の要請に基づく政令により設置するものとする。

第 193 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、中央政府の関係省庁及び機関からの構成員により成るものとする。

第 194 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、職務と資源に関する小委員

会、財政財務に関する小委員会、地方行政職員に関する小委員会やその他の小委員会を補助機関として設置するものとする。

上記の小委員会の役割、職務及び構成員は、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会の要請に基づく政令により決定するものとする。

第 195 条 小委員会は、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会に勧告する前に、中央政府の関係省庁及び機関と協議するものとする。

第 196 条 小委員会は、その職務と権限に関する問題を検討し、これに関し報告するため、必要に応じ、1つ乃至それ以上のワーキンググループを作ることができる。

第 197 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会にその本部として、事務局を置く。

事務局は、内務省内に置くものとする。

事務局の組織及び活動については、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会の要請に基づく政令により決定するものとする。

第 198 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、少なくとも2ヶ月に一回、会合を開くものとする。

第 199 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、その内部規則を定めるものとする。

第 200 条 本法の諸規定に基づき、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、全てのレベルの省庁、機関、部局、ユニット及び行政主体の責任と職務を見直し、地方議会へ委譲されるべき事務を決定するものとする。

この事務の決定及び移譲は次のことを伴うものとする。

－ それぞれの事務を管理し、遂行するための歳入、資金、職員、資産及び能力を含む資源の委譲

－ それぞれの事務を管理し、遂行するために必要な歳入、資金、職員、資産及び能力を含む資源を利用するための能力育成と能力付与

－ 地方自治と地方説明責任の原則に合致させつつ全ての個々の事務を最大限に管理、遂行するための権限及び義務

第 201 条 地方行政体の議会への職務及び義務の委譲に先立ち、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、中央政府の省庁及び機関がその地方開発計画及び予算と

それぞれの議会の開発計画とを統合することを確保するものとする。

- 第 202 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、本法が中央政府の関係省庁及び機関、地方レベルの中央政府の地方支分部局及びユニット、並びに、地方行政体の議会により実施されることを確保するものとする。
- 第 203 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、他の政策、戦略及び改革プログラムが本法と合致していることを確保するものとする。
- 第 204 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、他の法律や規則が本法と一貫するよう、その制定や修正について、中央政府又は中央政府の何れかの省庁、機関に、直接、勧告することができる。
- 第 205 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、本法の実施に関連して生じる如何なる不一致についても、決定し、又は、中央政府の決定を求めることができる。
- 第 206 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会の小委員会、中央政府の関係省庁及び機関、地方支分部局、ユニット及び地方行政体の議会は、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会の決定を実施する責任を有する。
- 第 207 条 中央政府の関係省庁及び機関が地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会の決定に従わない場合、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、中央政府の長に決定を求めて報告するものとする。
- 第 208 条 地方行政体の議会が地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会の決定に従わない場合、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、内務省に対し、本法に定められた手続きを実施するよう提案するものとする。
- 第 209 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、本法の実施に関する書面による報告を少なくとも 6 ヶ月に一回中央政府に提出するため、作成するものとする。
- 第 210 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、本法を実施するため、独自の予算を持つものとする。
- 第 211 条 本法を実施するため、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、次のものを承認するものとする。

- 毎年更新される、本法の実施を支援する中期及び長期国家プログラム
- 国家プログラムに基づく当該委員会の年次業務計画及び予算
- 本法の実施についての年次報告

第 212 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、援助団体及び他の源泉から、効率的にその事務を遂行するための財源及び支援を受けることができる。

第 2 節 事務

第 213 条 中央政府、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会及び全ての階層の地方行政体の議会は、共同して、民主的発展を創設し、促進し、維持するという共通の目的を達成するものとする。

第 214 条 全ての種類の議会は、本法に合致してそれらに移転された事務の効率的な管理、監督及び実施を通じてこの共通の目的を達成することに貢献するものとする。

第 215 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、全てのレベルの省庁、機関、部局、ユニット及び行政主体の責任と職務の見直しにおいて、次の分野に関連する問題を優先するものとする。

- 農業
- 教育
- 林業、天然資源及び環境
- 健康、栄養及び女性、男性、若者、子供、弱者グループ及び少数民族の特別なニーズに対するものを含む市民サービス
- 産業及び経済開発
- 土地利用
- 発電及び送電配電
- 水資源管理
- 任務を支援し実施するためのインフラストラクチュア及び施設
- 首都、州、市、郡、大都市区（カーン）、コミュニオン及びサンガットの、観光、遺跡、文化遺産を含む特定かつ特別のニーズ

第 216 条 本法第 215 条に規定される事務と責任の見直しを行う場合、人々の貧困削減と生活改善に直接役立つ基礎的で必要な事務の見直しに優先順位が与えられるものとする。

第 217 条 見直しの目的は、コミューン議会、郡議会、市議会、州議会及び首都議会に移転されるべき事務と責任及び中央レベルに維持されるべき事務とを確認することである。

上記の見直しは、事務と責任がこれらの事務と責任の管理監督上必要な適当な資源の移転とともに移転されることを確保するものとする。

第 218 条 事務と責任の移転は、計画、段階化、合理的根拠、協同、協議、透明性を持ち、また、中央政府の現在の業務の最小限の妨げにしかならず、関係利害関係人の支援を得て、行うものとする。

第 219 条 国家の戦略と計画は、本法に従い移転される事務及び資源と一貫したものとするものとする。

第 220 条 各種類の議会に適切に事務を移転するため、まず、これらの事務を次の原則に従って、見直すものとする。

- － 議会の区域と整合的か
- － 議会の区域によることが管理可能で実際的か
- － 当該議会の区域内の住民にとって、利益があり有用か
- － 当該議会の区域で、大きな影響を与えるか

上記の原則に基づき、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、事務の適切な行政レベルへの移転について、効果性に基づく、明白な理由づけを行うものとする。

第 221 条 本法第 215 条、第 217 条及び第 220 条に規定される事務の移転において、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、どの事務が義務的で、どの事務が任意的であるか、及び、どの事務が委譲されるべきであり、どの事務が委任されるべきであるかを決定するものとする。

第 3 節 義務的事務

第 222 条 義務的事務とは、法律、勅令、政令又は地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会、中央政府の省庁、機関の要請に基づく法的文書により定める。

上記の法律、政令、省令又は法的文書は、明瞭に、当該事務を管理、遂行するための、実施水準及び手続きについての枠組みとスケジュールを含む義務的必要事項を示すものとする。

第 223 条 ある義務的事務が、ある種類の議会によって管理、遂行される場合、当該事務が中央政府の関係省庁又は機関からの永続的な財源負担は必要とせず、一方、当該省庁又は機関が当該事務を管理、監督、及び、実施するための資源を当該議会に移転した場合には、当該事務は適切な議会に委譲されるものとする。

第 224 条 義務的事務が、適切な議会によって遂行される場合で、当該事務を管理、遂行するための資源を当該議会に移転した場合でも、当該事務が、中央政府の関係省庁又は機関からの永続的な財源負担を必要とする場合は、当該事務は適切な議会に委任されるものとする。

第 225 条 義務的事務の移転又は委任は、次のことにより、地方レベルでの民主的発展を促進するものとする。

- 当該議会が当該事務を管理、遂行できるよう当該議会に最大限の権限を与えること
- 当該議会に、その区域内の市民に対し、応答性と説明責任をもって当該事務を管理、遂行するよう要請すること

第 226 条 委任された義務的事務については、議会は、その委任の持つ必要に応じて、関係省庁、機関に対し説明責任を負う。

第 4 節 任意的事務

第 227 条 任意的事務は、義務的事務ではない。

第 228 条 任意的事務は、適切な議会に委譲するものとする。

第 229 条 中央政府省庁又は機関が任意的事務を議会に移転した場合、当該議会は当該任意的事務を管理、実施し続けるものとする。

第 230 条 議会は、任意的事務を、当該議会に移転された能力及び資源に基づき可能な最大限にまで、管理、実施するものとする。

任意的事務が義務的事務にならなかった場合、当該議会は、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会に対し、当該事務の管理、実施を変更又は中止することを要請することができる。

当該任意的事務を管理するために、当該議会に移転された資源は、当該議会の資源とし、当該議会は当該資源を本法の規定に従って管理することができる。

第 231 条 議会は、現行の法律、勅令、政令又は規則に定められた標準及び手続きに従い、任意的事務を管理、実施する方法について決定する権限を有する。

第 232 条 議会在、これまで中央政府省庁又は機関によって管理、実施されていなかった任意的事務を管理、実施することを決定した場合、当該事務を管理、実施するために必要な標準、手続き及び資源については、当該議会在がその裁量をもって定める。

第 5 節 事務の委譲と委任

第 233 条 委譲又は委任による議会在への事務の移転は、一時的委譲又は委任ではなく、恒久的委譲又は委任の原則に基づくものとする。

第 234 条 適切な議会在が事務を管理、実施するために必要な資源の移転は、一時的移転ではなく、恒久的移転の原則に基づくものとする。

第 235 条 従来、中央政府省庁又は機関によって管理されてきた義務的事務又は任意的事務が、委譲又は委任により適切な議会在に移転される場合、地方行政レベルでの民主的发展のための国家委員会が、事前に、当該議会在が当該事務の管理、実施を継続するために必要な資源と能力開発について決定するものとする。

第 236 条 事務を効果的に、また、継続可能な方法で管理、実施するため、地方行政レベルでの民主的发展のための国家委員会又は中央政府省庁若しくは機関は、熟練した職員を含む特定の資源を共有し、共有の資源に共同して出えんすることを要請して、複数の議会在に委譲又は委任を行うことができる。

第 237 条 地方行政レベルでの民主的发展のための国家委員会在は、中央政府省庁、機関及び関係議会在と協議して、次の場合に、委譲、委任された事務を見直し、変更するものとする。

- － 事務が委譲されたが、委任とされるべき場合
- － 事務が委任されたが、委譲とされるべき場合
- － 義務的事務が任意的事務とされるべき場合、又は、任意的事務と化してしまった場合
- － 任意的事務が義務的事務とされるべき場合、又は、義務的事務と化してしまった場合

第 238 条 事務の委譲又は委任は法律、勅令、政令、又はその他の法的文書により定める。地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、それらを修正して、本法と合致するようにするため、事務の委譲又は委任に関する法律、勅令、政令を見直すものとする。

第 239 条 事務を委譲又は委任するため、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、次のことを確認することにより、関係省庁、機関が決定を発出することを調整する。

- 事務の委譲又は委任に関する法律、勅令、政令又は他の法的文書
- 委譲又は委任に施行日
- 当該事務の義務的又は任意的の別
- 当該事務が委譲されたか委任されたかの別

第 240 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、法律、勅令、政令又は他の法的文書及び地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会の決定の写し 1 部を次の者に配布するものとする。

- 当該事務が委譲又は委任された全ての議会
- 他の関係議会
- 従来、当該事務を管理していた中央政府省庁又は機関
- 内務省、経済財政省及び他の関係省庁・機関

第 6 節 首都、州、市、郡及び大都市区（カーン）の財政制度

第 241 条 地方行政体の予算とは、本法第 44 条に規定する首都、州、市、郡及び大都市区（カーン）の予算をいう。地方行政体の予算は、民主的発展の創設、促進、及び、維持に貢献するものとする。

第 242 条 地方議会は、次のことのために、適切な財政的資源を持つものとする。

- 当該議会の義務的事務を管理、遂行するため
- 当該議会が実施を決定した任意的事務を管理、遂行するため
- 当該議会の法的義務を果たすため
- 当該議会の内部経費を支払うため
- 当該議会の区域内において、民主的発展を促進するためにその事務及び義務を遂行するため

第 243 条 議会は、その財政を効果的で透明な方法で運営し、その市民及び中央政府の双方に

説明責任を有する。

第 244 条 首都議会、州議会、市議会及び郡議会は、地方的財源、中央的財源及びその他の財源からの歳入を、本法及び公的財政法に則って作成された地方行政体の財政制度及び資産管理に関する法律に従って、受け入れる権限を有する。
大都市区（カーン）議会及びサンガット議会は、その事務と義務を遂行するための予算を持つものとし、その予算は、首都及び市の予算に包含されるものとする。

第 245 条 長は、その者の属する議会のための代表者（公式委任署名者）とする。
参事会は、発展計画、3 ヶ年ローリング計画、予算計画及び中期支出計画を作成し、議会に審議と承認を求めて提出する義務を有する。
地方行政体の予算の原案作成、成立、実施及び支出に関する形式と手続きについては、本法及び公的財政法に則って作成された地方行政体の財政制度及び資産管理に関する法律で決定する。

第 246 条 地方的財源は次のものを含む。

- － 地方税
- － 使用料、手数料及び他の税外収入
- － 郡の税、使用料、手数料収入で、郡議会とその郡内のコミューン及びサンガット議会と共有されるべきもの
- － 寄付
- － 随時、法律又は政令で定める他の財源

地方の税及び物品税は、財政法の枠内で法律により設定する。

第 247 条 中央的財源は次のものを含む。

- － 共有財源
- － 国庫支出金
- － 議会が中央政府の省庁又は機関のために実施する特別のサービスについての代行手数料

第 248 条 免許発行手数料、サービスの使用料・手数料及び税外収入の郡議会と当該郡内のコミューン議会及びサンガット議会との間の分配については、地方行政体の財政制度及び資産管理に関する法律で定める。

第 249 条 議会は、中央的歳入を条件付きまたは条件なしの資金の移転により受け入れる権限を有する。

中央政府から地方行政体への条件付きまたは条件なしの資金の移転を含む中央的歳入の移転は、年度毎の延払いによるものとする。

- 第 250 条 条件付き移転資金は、議会によって、つぎの目的のために使用されるものである。
- 委譲又は委任により当該議会に移転された1つ又は複数の義務的事務の管理、実施
 - 従前、中央省庁又は機関によって実施されていた1つ又は複数の任意的事務の継続しての管理、実施
 - 1つ又は複数の定められた義務的事務

- 第 251 条 条件なし移転資金は、議会によって、つぎの目的のために使用されるものである。
- 法的義務の遂行、- 民主的発展を創設し、促進し、及び、維持するための事務及び義務の遂行
 - 内部的経費の支払い
 - 選択した任意的事務の管理、実施

- 第 252 条 議会は、金銭貸借契約を結び、債券その他の金融証券を発行し、何れかの種類の契約を保証し、また、支払い義務を生じる何らかの金融商品を用いる権限を有しない。

- 第 253 条 地方行政体の財政制度の準備、当該準備のための形式と手続き、地方行政体の予算の成立と実施、中央的歳入と地方的歳入を含む財源の準備、中央レベルから地方議会への条件付き及び条件なしの双方を含む国庫支出金、政府資産の移転、地方行政体に移管された政府資産及び地方行政体が自らの財源で取得した資産の管理、運営及び利用については、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、これらの職務を計画、段階化、合理的根拠、協同、協議、透明性を持って遂行するため、経済財政省及び必要に応じ他の関連省庁と協議し、協調するものとする。

第7節 地方行政体の資産の管理

- 第 254 条 議会がその事務と義務を本法に従って遂行できることを確保するためには、議会が必要な資産を受け入れることができるようにする必要がある。
- 地方行政体の資産は、それらの行政体に移管された資産及び地方行政体が自らの財源で取得した資産を含む。

- 第 255 条 地方行政体に移管された政府資産は、地方行政体が管理し、利用し、そこから歳入を生み出すことができる資産である。

地方行政体は、中央政府が地方行政体に移転した資産を維持し、保全するものとし、地方行政体は、内務省大臣の合意及び経済財政省大臣の承認なしに売却し、所有権を移転し、又は、使用权を移転する権利を有しない。

政府資産及び地方行政体が自ら作り出した資産の監視、運営、管理及び使用については、地方行政体の財政制度及び資産管理に関する法律で定める。

第 256 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、資産の移転を、本法の条件に従った責任の見直しと時期的に同調させ、段階性、合理的根拠、協議及び透明性を持って行われるものとする。

第 257 条 資産の移転において、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、当該議会がその義務効果的に遂行できるよう、2つ以上の議会が移転される資産を共有することを決定することができる。

第 258 条 議会が1つ以上の事務を割り当てられたが、その職務を管理するために必要な資産が不十分あるいは存在しない場合、当該議会は、その必要にあてるための財源を得るものとする。

第 259 条 資産の移転は、所有権の移転に関しては、その資産に所有権証書がある場合には、関連議会への法的書類をもって行われるものとする。

何れの資産にも所有権証書がない場合には、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、その資産を管理する関係中央政府省庁又は機関と調整して、次のことを示す決定を発出するものとする。

- － 移転される資産
- － 当該資産を受領する議会の種類
- － 当該資産を受領する当該種類内の特定の議会
- － 当該議会に当該資産を引き渡す中央政府省庁、機関又は地方支分部局及びユニット
- － 当該資産が当該議会に引き渡される効果発生日

上記の決定は、1つ以上の資産を移転することも、特定のタイプの全ての資産を移転することもできる。

第 260 条 中央政府省庁、機関、又は、地方支分部局及びユニットが、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会の決定によって指示されたように資産を引き渡さなかった場合、又は、資産の所有権を移転するために適切な法的書類を準備しなかった場合、当該議会は、直ちに、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会

に書面で報告するものとする。

第 261 条 議会は、当該資産の管理及び利用の効率性と効果性を確保するため、地方行政体の資産の維持計画を作成し、年間予算の中に含めるものとする。

議会は、当該地方行政体の資産目録を作成し、毎年更新するものとする。

第 8 節 職員

第 262 条 議会が本法により移転された事務及び義務を管理、実施できることを確保するため、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会及び中央政府省庁及び機関は、事務と義務の移転と同時に地方行政体の職員組織を創設する目的で、職員を見直し、再配置するものとする。

第 263 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、職員の適切な見直しと再配置を確保するための政策と戦略を決定する責任を有する。

第 264 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、議会職員の職種を定め、公務員数が増加しないことを確保するため、これらの職員を見直し、再配置する手段を決定するものとする。

地方行政体で働く公務員の管理については、地方行政体職員のための別の法律で定める。

第 265 条 職員の見直し及び再配置は、次の原則に基づいて行われるものとする。

- － 本法の規定する事務と責任の見直しと一貫するよう、
- － 本法に従った、協議的で、よく計画され、よく準備され、合理的で、透明な方法で、
- － 議会と職員の双方の利害を考慮に入れた方法で。

第 266 条 事務又は義務が議会に移転された場合には、当該事務又は義務を管理、遂行する職員もまた当該議会に再配置される。

第 267 条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、個別の職員についても、また、地位のタイプ又は種類によって複数の職員についても、これを見直し、再配置することができる。

再配置された職員は、その現在の職務権限、給与、給付及び成功報酬より悪くない職務権限、給与、給付及び成功報酬を受けるものとする。

- 第 268 条 事務又は義務が議会に移転された場合で、それに必要な職員が不十分あるいは存在しない場合、当該議会は、必要とされる仕事を遂行するための職員を雇用するための財源を得るものとする。
- 第 269 条 職員の見直し及び再配置が個別の公務員の住居の移転を必要とする場合で、当該職員が再配置に同意しない場合、当該職員は、再配置の決定を受けた日から 1 ヶ月以内に書面によって通知するものとする。
再配置の決定に同意しない公務員は、その政府省庁又は機関内で公務員として継続することができるが、他の職務に就けられるものとする。
- 第 270 条 公務員の再配置についての決定は、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会及び当該公務員が雇用されている政府省庁又は機関が次の点を通知する決定を发出するときに効果を生じる。
－ 再配置されるべき公務員
－ 当該公務員が再配置される議会
－ 当該公務員がその新しい職務を開始することが期待される日付け
上記の決定は、必要に応じて、個別の、又は、複数の公務員を再配置することができる。
- 第 271 条 経済財政省は、再配置された公務員の給与、成功報酬、及びその他の給付を当該公務員が当該議会での職務を開始した日から当該議会に移転するものとする。
- 第 272 条 議会は、当該議会へ再配置された公務員が再配置に関する決定に従ってその職務を開始しなかったときは、直ちに、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会に報告するものとする。
- 第 273 条 職員再配置に関する形式と手続きは、地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会の要請に基づく政令によって定める。

第 6 章

罰則

- 第 274 条 本法の規定を遵守しなかった議員、参事会、事務局長及び議会の職員は、刑罰、他の民事上の責任とは別に処罰される。
- 第 275 条 反則を犯した議員に対する処罰は本法第 22 条第 4 項及び第 5 項の規定に従う。

第 276 条 参事会、事務局長、及び議会の職員に対する処罰は、本法第 151 条第 3 項及び第 6 項、公務員の総合法規範に関する法律、及び、地方行政体職員に関する特別法の規定による。

第 7 章 経過規定

第 1 節 権利と責任の移転

第 277 条 本法により設置される首都議会、州議会、市議会、郡議会及びカーン議会は、現在の首都行政体、州行政体、市行政体、郡行政体及びカーン行政体を置き換える。

第 278 条 本法の施行前に任命された首都、州、市、郡及びカーンの長は、本法に従って設置される議会及び参事会に引き継がれるまで、その地位に留まり、その職務を執行する。

第 279 条 最初の任期の参事会の任命は、国家選挙管理委員会（NEC）によるそれぞれの議会の選挙の公式結果の発表から 14 日以内に行われるものとする。

第 280 条 本法の施行前に、現在の州行政体、市行政体、郡行政体及びカーン行政体によって、又は、これらのために実施、管理されていた条例、規則、契約、合意、職務、資産、歳入及び全ての基金は、首都行政体、州行政体、市行政体、郡行政体及びカーン行政体によって、継続して実施、管理されるものとする。

第 281 条 本法の施行前に、現在の州行政体、市行政体、郡行政体及びカーン行政体の部局内で働く、部局、行政官及び職員は、再配置の効力が発生するまでは、首都行政体、州行政体、市行政体、郡行政体及びカーン行政体の部局、行政官及び職員であるものとする。

第 282 条 内務省は、現在の州行政体、市行政体、郡行政体及びカーン行政体からそれぞれの首都行政体、州行政体、市行政体、郡行政体及びカーン行政体への権利、義務、所有権、資産、歳入及び基金並びに部局、行政官及び職員の移転及び受領の記録について、適切で透明なやり方で決定し、保存するものとする。

第2節 コミューン・サンガット議会

第283条 コミューン・サンガット議会は、本法第88条、第2章第6節、第7節、第8節及び第9節の原則、及び第5章の原則を除き、コミュニティ・サンガットの行政運営法及び関連法令を、引き続き、実施するものとする。

第284条 地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、コミュニティ・サンガットが、本法第88条、第2章第6節、第7節、第8節及び第9節の原則、及び第5章の原則を実施することを支援するための法令を準備するものとする。

地方行政レベルでの民主的発展のための国家委員会は、本法に規定する民主的発展の原則を支援するための関連法令の修正、改訂及び発出のために、コミュニティ・サンガットの行政運営法及び関連法令を見直すものとする。

第8章

最終規定

第285条 本法に反する全ての他の規定は廃止する。

第286条 本法は、緊急のものとする。

2008年5月22日

訳注

⁴⁸ 本法本章第7節を指すのではないと思われる。

⁴⁹ 長及び副長には、知事及び副知事を含む。以下においても同じ。